

令和7年度

危機管理マニュアル (防災マニュアル)



宇佐市立横山小学校

目 次

事前の危機管理

1 本校の危機管理の基本方針	1
(1)危機管理の必要性	
(2)学校危機管理の定義・目的	
(3)本校における危機管理の基本原則	
(4)本校における危機管理の基本方針	2
(5)本校の課題	
(6)関連計画・マニュアル等との関連	
2 危機管理の考え方	2
(1)危機管理のポイント	
3 日常の危機管理	3
(1)安全管理体制	
(2)防犯の取組	4
(3)交通安全の取組	5
(4)災害安全の取組	6
①学校防災体制	
②災害安全教育	
③地震への備え	
④風水害・土砂災害への備え	
⑤熱中症の予防措置	
⑥食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止	
⑦インターネット上の犯罪被害防止対策	
⑧校外活動における危機未然防止対策	
⑨校内行事に際しての危機未然防止対策	
(5)児童の防犯・交通・訓練、教職員研修	14
①児童の教室・訓練	

個別の危機管理

1 事故発生時の対応の基本	15
---------------	----

(1)冷静な初動対応	
(2)組織的な対応	16
(3)記録の作成・保存	17
(4)報道機関への対応	
2事故発生時の対応フロー	19
3火災への対応	
・消防計画	20
4地震への対応	
・地震防災組織表並びに地震防災活動要領	22
・強い地震(震度5程度)が在校時に発生した場合の動き	23
・強い地震(震度5程度)が登下校時に発生した場合の動き	24
5土砂災害・風水害への対応	
・土砂災害・風水害が在校時に発生した場合の動き	25
・土砂災害・風水害が登下校時に発生した場合の動き	26
6不測の事故・事態	
(1)いじめ・不登校における重大事態への対応フロー	27
(2)不審者対応	
・不審者侵入の防止策	28
・不審者への緊急対応マニュアル	29
・不審者事案発生時の対応フロー	30
(3)児童が登下校時・校外学習時に交通事故に遭った場合の動き	31
(4)学校給食	
・学校給食(副食)異物混入時への対応	32
・給食のパンやもち等がのどにつまって息ができない場合の動き	33
(5)熱中症の応急処置について	34
(6)野外活動における基本的な安全管理の考え方	40
(7)水泳授業中の事故への対応	41

(8)爆破予告への対応	44
(9)毒物・劇物等の盗難への対応	46
(10)緊急時対応マニュアル	48

事後の危機管理

1 安否確認	49
(1)安否確認の判断基準	
(2)安否確認の役割分担・方法	
(3)安否確認時に収集する情報とその集約方法	
(4)災害用児童生徒等安否確認様式	
2 児童の保護者への引き渡し	51
(1)引き渡し基準	
3 児童の保護者への引き渡し方法	
(1)引き渡し場所	
(2)引き渡し方法	
(3)引き取り者がいない場合	
4 被災児童等の保護者への対応	52
(1)事故・災害等発生時の連絡	
(2)担当窓口	
(3)対応上の留意点	
5 児童等、保護者への説明	53
(1)児童への説明	
(2)保護者への説明	
6 教育活動の継続	54
(1)事故・災害等発生時の臨時休業等の措置	
(2)学校再開に向けた被害状況把握	
(3)応急教育に係る計画の作成	

(4)被害児童への支援

7 避難所支援体制	56
(1)避難所運営支援の流れ	
(2)避難所運営支援をする場合の役割分担	
8 児童等の心のケア	57
(1)心身の健康状態の把握	
(2)トラウマ反応への対応	
(3)心のケア体制の構築	
(4)関係機関との連携	
9 教職員の心のケア	59
(1)管理職の対応	
(2)教職員の対応	
10 緊急連絡先	60

事前の危機管理

1 本校の危機管理の基本方針

(1) 危機管理の必要性

学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。

しかし、ときとして予想することが困難な、学校の安全を脅かす事件・事故が発生することがある。そのようなときに、適切な対応を取ることによって、危機的状況の発生を防止したり、発生時の被害を低減したりすることも可能になる。そこで、学校独自の危機管理マニュアルの策定、改善を行うとともに、適切かつ確実な危機管理体制を整備する。本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また、校内研修での教職員の共通理解を図り、防犯訓練等を実施して、マニュアルを見直し、より実効性の高いものへと改善する必要がある。

(2) 学校危機管理の定義・目的

学校危機管理の定義は以下の通りである。

子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故・災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処することをいう。

〔「学校の安全管理に関する取組事例集」平成 15 年 6 月文部科学省等 から〕

また、学校危機管理の目的については、以下の通りである。

- 1 幼児児童生徒（以下、児童等）と教職員の安全を確保するとともに、施設等を守る。
- 2 危険をいち早く察知して、事件・事故・災害の発生を未然に防ぐ。
- 3 万一、事件・事故・災害が発生したときには、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 4 事件・事故の再発防止と、教育の再開に向けた対策を講じる。

(3) 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

○児童の生命、安全の確保を第一とする。

○指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。

○地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

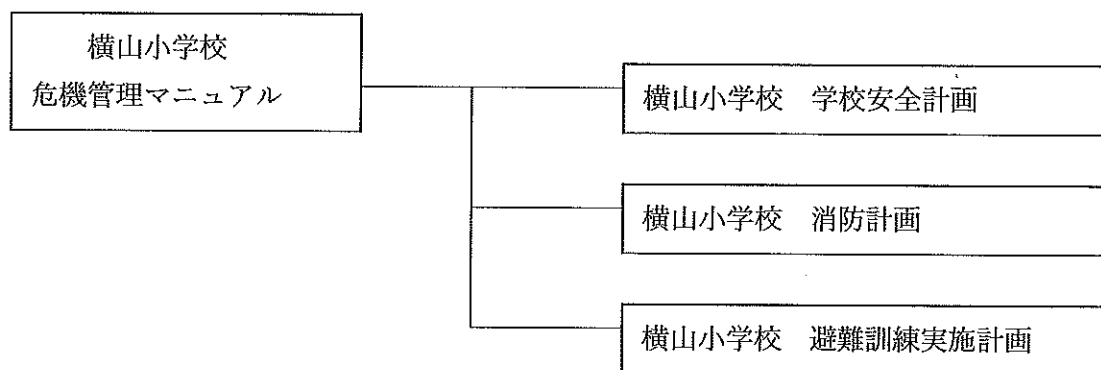
(4) 本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者(PTA)、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

(5) 本校の課題

- 1 本校は、稲積山の麓北側に位置し、裏手に山が迫っている。また、近くを伊呂波川が流れ、ため池が多くある。
- 2 風水害時に、地域の避難場所として指定されている。
- 3 学校が地域の主要道路に面しており、道幅の狭い通学路を児童は登下校している。
- 4 校区が広く、単独で登下校する区間が長い児童がいる。
- 5 校区内に、土砂災害警戒区域が多く広がっている。(土石流、急傾斜、地滑りなど)

(6) 関連計画・マニュアル等との関連



2 危機管理の考え方

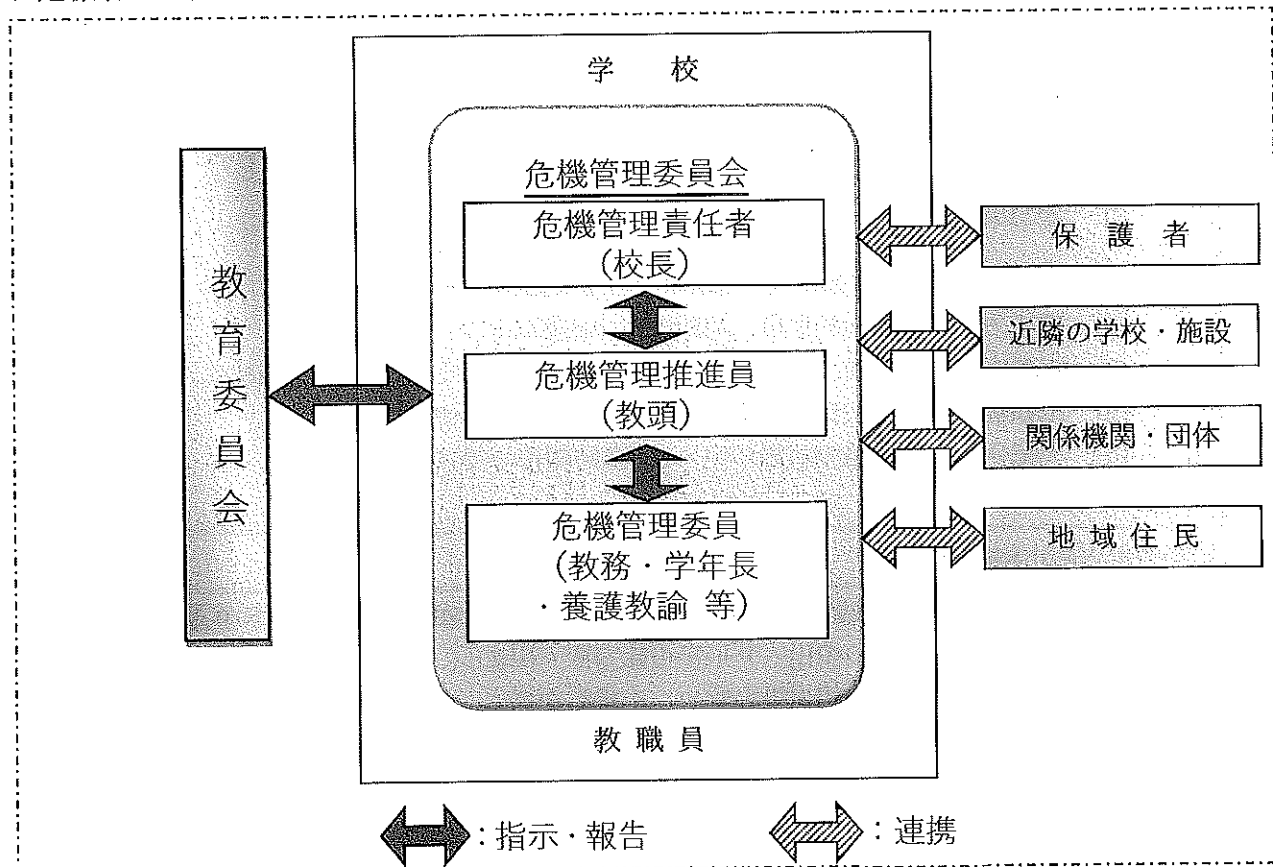
(1) 危機管理のポイント

- 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

3 日常の危機管理

(1) 安全管理体制

学校が保有する多様な危機を体系的に捉え、未然防止の取組や危機発生時の対応など、組織的に危機管理を行うため、危機管理責任者、危機管理推進員、危機管理委員会を組織する。



◇ 危機管理委員会

危機管理を推進するための学校内の連絡調整機関。学校内の危機管理を推進し、危機管理に関する情報収集、分析、及び情報共有を行い、全校的な対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び学校内の連絡調整を行う。

担 当 者	活 動 内 容
危機管理責任者 (校長)	全体の統括 - 学校における危機管理体制の確立 - 平常時の危機低減対策や危機発生時の迅速かつ的確な判断 - 関係機関との連絡調整の責任者 - 情報収集、情報提供及び情報発信の責任者
危機管理推進員 (教頭)	校長に指示に基づく危機管理の進行管理 - 学校における危機管理体制の推進 - 平常時の危機の体系的把握、危機管理マニュアル・連絡体制の整備、研修訓練の企画・実施 - 危機発生時の具体的な対応指示 - 関係機関との連絡調整、校内の調整
危機管理委員 (教務・学年長 ・養護教諭等)	校長に指示に基づく危機管理の推進 - 教育活動や業務棟が有する危機の把握 - 危機発生を未然に防止するための活動（安全点検、施設設備の点検） - 危機発生時には、校長の方針に基づいた対応

(2) 防犯の取組

① 地域ぐるみの学校安全体制の確立

① 地域ぐるみの安全体制を確立する。

- ☐ 学校、保護者、地域との連携を密にし、学校安全パトロール隊等を活性化する。
- ☐ 教育委員会や近隣の学校、及び警察と不審者情報を共有するとともに、児童や保護者への注意喚起を行う。

② 万一来備え、緊急連絡体制を整備する。

- ☐ 緊急事態発生時の連絡や支援要請のために、携帯メール等による情報配信システムを整備する。(安心安全メール)
- ☐ 緊急時の学校の登下校対応について、保護者、地域に周知する。

③ 学校、保護者、地域が連携し、通学路の安全を確保する。

- ☐ 通学方法の確認や約束事、危険箇所の確認を行う。
- ☐ 保護者及び教職員で、定期的に登校及び下校時の交通指導を実施する。
- ☐ 危険箇所については、保護者や地域にも情報提供する。
- ☐ 児童から、通学路の状況について、随時報告を受ける。

② 不審者侵入防止体制の確立

① 不審者侵入防止体制を確立するとともに、定期的に安全管理体制を確認する。

- ☐ 校地内に入るための出入り口を可能な限り限定し、管理可能な状態にする。
- ☐ 校地内外の樹木の伐採等を行い、不審者が侵入して隠れやすい死角を排除するなど、校地内の見通しを確保する。
- ☐ 教職員の定期的な校内巡視や、必要に応じ、校外巡視も行う。
- ☐ 防犯対策として、夜間や休業日の施錠を徹底する。特に、部室等の施錠、貴重品の管理も配慮する。
- ☐ 防犯器具の設置場所や取扱い方法等について、防犯教室や研修会を開催して緊急時にも対応できるようにする。

② 来訪者への対応を明確にする。

- ☐ 出入り口に、「関係者以外の校内立ち入り禁止」の表示、及び受付がわかる案内看板を設置して校内の順路を示す。
- ☐ 来訪については、直接対応を行う。

③ 警察への通報体制を確立する。

- ☐ 不審者を発見した場合は即座に110番通報する。(所轄所への連絡ではパトカーの配備が遅れる。)
- ☐ 警察への通報基準を明確にしておく。

○児童や教職員への危害が予想される場合 ○威圧行為の繰り返しや、脅迫している場合
○窃盗行為をしようとしている場合 ○覚醒剤やシンナーなどの薬物使用の場合
○火災発生の原因となる行為をいた場合 ○不審者が強引に生徒との接触を求めた場合
など

② 教職員研修

① 教職員の研修及び訓練を実施する。

- 研修や訓練は計画的に行う。危機管理対応等の共通理解を図る。
- 教職員は、児童とともに避難訓練に主体的に取り組む。
- 研修や訓練については以下の内容に取り組む。
 - ・ 学校安全計画について
 - ・ 学校防災計画について
 - ・ 危機管理マニュアルについて
 - ・ 重大事案発生時の危機対応について
 - ・ 休日・夜間等における危機管理体制について
 - ・ 危険予測学習について
 - ・ 不審者対応の実技研修
 - ・ 救急救命法について
 - ・ 災害発生時の対応について
 - ・ 賠償責任や傷害保険の理解について

等

③ 防犯教育の充実

① 警察や保護者と連携し、防犯避難訓練や教室に計画的に取り組む。

- 全ての児童が、防犯の基礎である「いかのおすし」（行かない・乗らない・大声で叫ぶ・すぐ逃げる・知らせる）を身につける。

② 防犯指導を充実する。

- 5時に帰宅し、ひとりで外出しないように指導を徹底する。外出が必要な場合は、可能な限り送迎するよう保護者に依頼する。
- 児童の帰宅が遅くなる時は、保護者へ連絡し安全に下校できるよう確認する。
- 保護者にも、児童の通学路の安全について、家庭で十分話し合うよう依頼する。
- 防犯上の危険箇所（入りやすくて、見えにくい場所等）を把握させる。
- 保護者にも協力を仰いで「暗くて寂しい道」「空き地で危険」「人気がない」「大きな車に注意」などの情報を把握し、危険箇所は、地形、時間帯、天候等の多面的な角度から安全点検を実施する。

(3) 交通安全の取組

① 警察等と連携し、交通安全教育の充実を図る。

- 交通安全教育の充実により、「自らの命は自ら守る」意識を醸成し、交通ルールを守る心情や習慣を身につける。
- 警察等と連携し、交通安全教室、自転車教室等に取り組む。
- 自転車の安全運転に気をつけさせる。
 - ・ 傘をさしながら、携帯音楽プレーヤー等を聞きながら、携帯電話を操作しながらなどの「ながら運転」はしない。
 - ・ 自転車運転時は必ずヘルメットを着用する。
 - ・ 坂道などでの、スピードの出し過ぎや普段から高速での走行はしない。
 - ・ 道路横断時は、横断歩道や自転車横断帯を利用し、飛び出しや斜め横断はしない。
 - ・ 交差点では、必ず一旦停車し、左右の車両等の走行に気を配る。

② 危険予測学習（KYT）を活用する。

- 学校における交通安全教育は、教職員による説明的な学習から、児童が自らの安全を自ら確保しようとする態度の育成に向け、質的な変換を図る。
- 危険予測学習は、①状況把握、②危険予測、③回避方法の考察、④安全行動の意志決定の4段階で学習する。帰りの会などでの指導も可能である。

③ 加害者になった際の責任について教える。

- 自転車は軽車両の一つであり、場合によっては交通事故の加害者となることを常に意識する。
- 自転車であっても、法律違反をして事故を起こすと刑事上の責任が、相手に怪我をさせた場合は、民事上の損害賠償責任が生じることを児童に教える。
- 万一の事態に備え、保護者に対し、個人賠償保険や傷害保険等の利用について啓発する。また、自転車に乗る児童については、傷害保険（個人賠償保険を含む）への加入を勧める。

(4) 災害安全の取組

① 学校防災体制

① 学校防災体制を整備する。

- 情報収集、連絡体制を確立する。
 - ・ 緊急地震速報を活用する。
 - ・ 「大分県土砂災害情報インターネット提供システム」「気象庁 防災気象情報」等を活用して、台風、大雨、暴風、土砂災害等の気象情報等を迅速に入手する。
 - ・ 児童や保護者に、休校・自宅待機等を早急に連絡するため、緊急メール配信を構築する。
- 災害から身を守るために、「台風接近」や「土砂災害警戒情報」発令時等の学校の対応方針について明確にし、学校防災計画を作成するとともに、児童と保護者に周知する。
- 災害発生時のパニックを防止するため、専門家や関係機関等とも連携し、災害安全教育や避難訓練等を計画的に実施し、安全に避難できるようにする。
- 宇佐市防災担当部局や地域防災組織と連携し、避難所の運営等の協力体制を整備する。

② 万一に備え、緊急連絡体制を整備する。

- 緊急事態発生時の連絡や支援要請のために、携帯メール等による情報配信システムを整備する。（安心安全メール等）
- 緊急時の学校の登下校対応について、保護者、地域に周知する。

③ 学校、保護者、地域が連携し、通学路の安全を確保する。

- 毎年、「通学路の確認事項」を作成し、通学方法の確認や約束事、危険箇所の確認を行う。
- 保護者及び教職員で、定期的に登校及び下校時の交通指導を実施する。
- 危険箇所については、保護者や地域にも情報提供する。
- 児童から、通学路の状況について、随時報告を受ける。

② 災害安全教育

① 災害安全教育に取り組む。

- 災害安全教育は、児童が自然災害のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えをするとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力（災害安全リテラシー）を身につけることを目的とする。
- 学校安全計画に基づき、各教科、道徳、及び特別活動、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通じて、組織的・計画的に災害安全教育・訓練に取り組む。
- 理科や社会科の教科学習、特別活動等を活用した地域人材や専門家による災害安全教室、避難訓練等に取り組む。特に、災害安全に関するさまざまな課題について調べ・まとめ・発表する活動を重視する。
- 災害・地震等の避難訓練に計画的に取り組む。
- 被災後の対応についても、学習の機会を持つ。

③ 地震への備え

① 学校防災計画を整備するとともに、緊急地震速報を活用する。

- 平常時からの対策を徹底するとともに、緊急地震速報を活用した防災訓練などにより、震災時の行動について生徒・教職員に周知を図る。
- 緊急地震速報受信後の最善行動は、「落ちてこない」「倒れてこない」場所への移動、机の下に隠れるなどの「身の安全の確保」である。
- 受信後は数秒～数十秒で主要動が到来する。瞬時に対応しないと間に合わない。

② 地震に備え、施設、設備の安全管理を徹底する。

- 本棚やテレビ等、校舎内の施設・設備について転倒・落下防止策を施す。
- 灯油タンクや簡易倉庫など、屋外の施設・設備について転倒防止策を施す。
- 避難経路となる廊下や階段、出入り口等には避難の障害となる物を置かない。
- ブロック塀や自動販売機等の倒壊しやすいものに近づかない、ビルの窓ガラス等高所からの落下物に気をつけるなど、学校外での地震被災の対応についても周知する。

④ 風水害・土砂災害への備え

- ① 日常から風水害・土砂災害への備えが必要である。
 - 風水害・土砂災害の登下校方針や避難態勢を明確にし、学校防災計画に掲載する。学校防災計画には避難所も掲載する。
 - 「大分県土砂災害情報インターネット提供システム」等を活用し、日常から危険箇所を把握し、地域安全マップに掲載して避難方法等を考えておく。
 - 学校防災計画に基づき、学校と地域の実情に応じて避難訓練を実施する。
- ② 台風の接近等、緊急時の対応について、事前に生徒・保護者に伝えておく。
 - 登校前の時点で、災害の恐れがある場合は、地域の状況により登校の可否を決定し、家庭連絡等によって速やかに的確な指示を行う。
 - 状況により、保護者の同伴登下校、教職員の引率などについて考慮する。
 - 下校させる場合には、気象状況、通学路の状況等を確認し、下校のタイミングを的確に判断する。早めの下校を実施し、危険な状況下では下校させない。
 - 台風等による臨時休業や下校時刻繰り上げ等の場合は、近隣の小中学校と連携し、可能な限り対応を揃える。
 - 翌日の給食の有無については、前日の正午までに運営委員会で決定し、給食センター運営委員会会長に連絡を入れる。(会長はとりまとめの上、剣崎給食センターに連絡する。)
- ③ 天候回復後は、安全点検を実施する。
 - 学校施設・設備を点検し、安全確認を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。
 - 飲料水について、必ず安全確認を行う。また、給食用牛乳については、前々日に搬入されたものである可能性があり、管理職による検食を早めに実施する。
 - 通学路の安全点検を行い、状況によっては通学路の変更を行うなど、適切な措置を講ずる。

⑤熱中症の予防措置

① 暑さ指数を用いた活動判断

児童の熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球 温度	乾球 温度	注意すべき 生活活動の 目安	日常生活における注 意事項	熱中症予防運動方針	学校の対応
31℃以上	27℃ 以上	35℃ 以上	すべての生 活活動で起 こる危険性	高齢者においては安 静状態でも発生する 危険性が大きい。外 出はなるべく避け、涼 しい室内に移動す る。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特 に子供の場合には中止すべき。	運動は中止。
28～31□	24～ 27℃	31～ 35□		外出時は炎天下を避 け、室内では室温の 上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運 動や持久走など体温が上昇しやすい運 動は避ける。10～20分おきに休憩を取 り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い 人は運動を軽減または中止。	激しい運動は中 止。短時間の運 動可だが、休憩・ 水分塩分補給を 欠かさず行う。
25～28℃	21～ 24℃	28～ 31□	中等度以上 の生活活動 で起こる危 険性	運動や激しい作業を する際は定期的に充 分に休憩を取り入れ る。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休 憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休 憩を取る。	運動可。 ただし、積極的 に休憩を挟み、 水分塩分の補給 をする。
21～25□	18～ 21□	24～ 28□	強い生活活 動で起こる 危険性	一般に危険性は少な いが激しい運動や重 労働時には発生する 危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能 性がある。熱中症の兆候に注意すると ともに、運動の合間に積極的に水分・塩 分を補給する。	運動可。 運動の合間には 積極的に水分補 給をする。
21℃以下	18℃ 以下	24℃ 以下			ほぼ安全（適宜水分補給） 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜 水分・塩分の補給は必要である。市民マ ラソンなどではこの条件でも熱中症が 発生するので注意。	運動可。 運動の合間には 適宜水分補給を する。

※公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。気象庁「熱中症アラート」の活用。

② 熱中症防止の留意点

環境の留意点	● 直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ● 急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	● 体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 ● 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ● 暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ● 衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	● 運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ● 水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ● 休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

③ 児童に対する熱中症に関する指導

- 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取ること。
- 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

⑥食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

① アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止

② 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

校長等	*校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 *食物アレルギー対応委員会を設置する。 *個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 *関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	*食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プランを情報共有する。 *緊急措置方法等について共通理解を図る。 *学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	*食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にし、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 *食物アレルギーを有する児童の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 *給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 *他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	*食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 *主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

※文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

③ 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童の把握	(A)就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B)アレルギー疾患の児童に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。	11月～3・4月
2. 対象となる児童の保護者への管理指導表の配布	○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。	11月～3・4月
↓ ↓ ↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	

3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○養護教諭等が中心となり、取組の実践にむけた準備を行う。 ①個々の児童の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療 機関・保護者との連携） ②アレルギー取組対象児童の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管） など	1 月～3 月・4 月
4. 保護者との面談	○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2 月～3 月・4 月
5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の児童の「取組プラン」の内容を理解する。	
↓ ↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8 月～12 月
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配布等	配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。	2 月～3 月

※公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」p.14 を基に作成

④ 給食における対応

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 宇佐市教育委員会・宇佐給食センターより示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。

⑤ 学級における安全な給食運営

【レベル1】詳細な献立表対応	＊最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。 ＊持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 ＊特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。 ＊配布された献立内容を確認する。 ＊対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。
【レベル2】弁当対応	
【レベル3】除去食	
【レベル4】代替食対応	

⑥ 当事者以外の児童に対する説明

アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童に対してどのような説明をするかは、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

⑦インターネット上の犯罪被害防止対策

① 最新事例の把握

インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」 http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/23/>
- 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

② 家庭との連携

年2回の重点期間として、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童と保護者で話し合っルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

なお、ICT機器の利用は年々低年齢化していることから、低学年のうちからこの取組を進めることとする。

⑧校外活動における危機未然防止対策

① 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	●校外活動先に校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ●事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ●訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ●引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的連絡方法について検討する。 ●災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ●緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ●一人で避難できない児童への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に関係する活動※（食物アレルギー対応）	●食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ●エビペン等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ●工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ●宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ●宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ●万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ➢エビペン等持参薬の使用方法的再確認 ➢搬送可能な医療機関の事前調査 ➢円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（児童同士のおかずやおやつ交換）、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベントの模擬店など）、アレルギーとなる食品の清掃等

②校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- | | |
|---|--|
| ☐ 緊急連絡体制表 | ☐ 児童名簿（緊急連絡先を含む） |
| ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | ☐ 緊急搬送先医療機関の情報 |
| ☐ 携帯用救急セット | ☐ 携帯電話・スマートフォン |
| ☐ モバイルバッテリー | ☐ 携帯ラジオ端末 ☐ 笛（危険を知らせるため） |

③校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて児童も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - （食物アレルギーを持つ児童がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと

⑨校内行事に際しての危機未然防止対策

入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

①事前準備

- ☐ 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- ☐ 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。（行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認）
- ☐ 行事の受付（来訪者の身元確認と出席者用のリボン渡し）についてPTAに依頼する。
- ☐ 特に運動会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを、PTA及び地域ボランティアに依頼する。

②校内行事当日の対応

- ☐ 行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらう。確認後、出席者用のリボンを渡し胸の位置につけるよう求める。
- ☐ 児童保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて必ず持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。忘れた者には当日限りのカードを配布する。
- ☐ 行事中、教職員は担当を決めて校内（非開放部分を含む）を巡回し、リボンや保護者カードを身に着けていないものがないか確認する（いた場合には声掛けし、身元を確認）。
- ☐ 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

(5) 児童の防犯・交通・災害教室・訓練、教職員研修

① 児童の教室・訓練

❶ 児童の防犯教室。訓練、交通安全教室、災害安全教室・訓練を実施し、安全に関する総合的な取組を推進する。

- 教室・訓練とともに、交通安全教育、災害のメカニズム、地域の自然環境、過去の災害等の学習について、各教科、道徳及び特別活動、総合的な学習の時間等を通じて行い、児童の危険予測、回避能力を育む。
- 専門家と連携して取り組む。
 - ・ 防犯教室、防犯訓練…宇佐警察署
 - ・ 交通安全教室…宇佐警察署・交通安全協会
 - ・ 防火訓練…宇佐市消防本部
 - ・ 災害安全教室・訓練…防災危機管理課、宇佐市消防本部
 - ・ 地震発生メカニズム、地域災害事例と被害防止、ボランティア活動、心肺蘇生法講習等…日本赤十字大分県支部、宇佐市消防本部等

個別の危機管理

1 事故発生時の対応の基本

(1) 冷静な初動対応

危機発生時、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう努め、最優先事項は何かを見極め、応急対策に取り組むなど、冷静な対応を心がける。

<最優先事項>

① 状況の把握

- ☐ 5W1Hに基づきメモを取り、管理職へ情報を集約する。
- ☐ 校長（管理職）は現場を確認し、必要に応じて現場を保存。
- ☐ 校外での事案については、生活指導主任を派遣し、現場での情報確認や目撃生徒の有無等を確認。警察・消防・教育委員会からも最新情報を入手。
- ☐ 時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。

② 児童の安全確保

- ☐ 重大事案発生時には警察、教育委員会等へ支援を要請。
- ☐ 児童の避難誘導（安全な場所の確保、誘導方法等の明確な指示など）
- ☐ 傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車の出動を要請。

③ 緊急招集

- ☐ 校長(管理職)は教職員を緊急招集し、以下を指示する。

A 役割分担	☐ 教職員への連絡と、役割分担の指示。守秘義務の遵守を確認。
B 児童への連絡	☐ 緊急避難場所を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は、名簿等により確実に行う。
C 保護者への連絡	☐ 関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 ☐ 事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡(事案により緊急保護者会を実施)
D 教育委員会への連絡	☐ 簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応。(まず、電話連絡を)
E 関係機関と連携	☐ P T A役員にも説明及び協力依頼。 ☐ 警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。
F 報道対応窓口決定	☐ 報道窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応班」が活動開始。 ☐ 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道に連絡。

④ 関係者、関係機関等への連絡

- ☐ 警察、消防への連絡（怪我等の状況、人数、場所の正確な連絡など）
- ☐ 事件・事故に遭遇した児童の保護者への連絡（事故等の概要説明、怪我等の状況、搬送先など）
- ☐ 教育委員会への連絡（事故等の概要説明、今後の対応等について指導・支持を得るなど）
- ☐ P T Aの役員、地域の役員、学校医等への連絡（事故等の概要説明、今後の対応等への協力依頼など）

(2) 組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、早急に危機管理の体制を確立し、必要な人員の確保、役割分担の明確化、適切な情報管理、児童等への対応に努める。

① 緊急時の校内対応組織（危機管理委員会、防災委員会等）を確立する。

- ☐ 事案発生時は、全教職員が協力し、組織的に危機対応にあたる。
- ☐ 危機対応には、危機管理を担当する組織（危機管理委員会＝対策本部）と心のケアを担当する組織（心のケア班）が必要である。
- ☐ 組織と役割は以下の通り。

危機管理委員会	危機管理責任者	全体指揮	校長、教頭
	危機管理班	学校安全担当	生活指導担当
		情報管理担当	教務主任
		庶務担当	教頭
	報道対応班	報道担当	校長、教頭、教務主任、生活指導担当 * 教育委員会職員
	保護者対応班	全校担当	教頭
個別（学級）担当		学級担任等	
ケア班	全校・学級ケア班	全校・学級担当	教頭 学級担任
	個別ケア班	ケア担当	養護教諭、教育相談コーディネーター （SC・SSW）

② 各組織の役割

- 危機管理責任者
 - ・ 事案の全体把握と対応決定
 - ・ 警察、教育委員会との連携
 - ・ 被害者、被災者への対応（事案により謝罪）
 - ・ 保護者対応、報道対応 など
- 危機管理班
 - ・ 最新情報の把握
 - ・ 学校内外の安全状況の把握
 - ・ 保護者、関係機関、報道等への連絡・通知等
 - ・ 報告準備
 - ・ 記録（時系列）の整理 ・ 食事等補給など
- 報道対応班
 - ・ 報道対応準備
- 保護者対応班
 - ・ 該当保護者への状況説明・支援等
 - ・ 全保護者への緊急連絡による不安軽減
 - ・ 緊急保護者会や通知文の準備 など
- 学年ケア班
 - ・ 被害生徒への付き添い、見舞い
 - ・ 学年生徒の状況把握と不安軽減など
- 個別ケア班
 - ・ 応急手当
 - ・ 学校医・医療機関等との連絡連携
 - ・ ハイリスク児童の把握（ケア会議開催）
 - ・ 専門家と連携した教育相談、カウンセリング等

(3) 記録の作成・保存

時系列で、性格かつ詳細な記録の作成、保存を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事件事故の概要② 学校の連絡及び対応状況（事前・事後を含む）③ 事件事故の概要④ 学校の連絡及び対応状況（事前・事後を含む） |
|---|

(4) 報道機関への対応

①対応窓口の一本化

報道機関への対応が必要と判断された場合、宇佐市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、宇佐市教育委員会に支援を要請する。

②報道機関への対応上の留意点

○正確な事実情報の提供: 個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。

このため、発表内容については、以下の点に留意する。

- ・可能な限り、警察・消防等当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
- ・事前に被災児童等の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
- ・宇佐市教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。

○誠意ある対応: 報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

○公平な対応: 報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないよう、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。

○報道機関への要請: 報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項(例)〉

- *校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- *児童、教職員への取材(撮影、録音)の可否
- *報道資料の提供(記者会見)の予定 など

○取材者の確認と記録: 取材を受ける際には、取材者(社名、担当者氏名、電話番号など連絡先)を確認し、取材内容とともに記録を残す。

○明確な回答: 取材への回答で誤解等が生じないよう、以下の点に留意する。

- ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
- ・把握していないこと、不明なことは、その旨(「現時点ではわからない」等)を明確に伝える。
- ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明し、回答できる時期の見込み等を示す。
- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。

○記者会見の設定: 多数の取材要請がある場合は、宇佐市教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

小兒驚風



1 自衛消防隊の設置および組織

自衛消防隊長
校長

副隊長
教頭

各勤務者
(7人)

(管理権限者) (防火管理者)

119通報をする。

水バケツ、消火器等による初期消火をする。

時期を失しないように避難開始とその周囲に対し避難を呼びかける。

2 ◎避難計画は次のとおりとする。

避難計画概要

※学校敷地・校舎配置図の公開は
各教室の位置特定につながり
安全管理上問題がありますので
HP では公開しません。

3 避難通路等の確保

・法令の定めるところにより、避難通路等の確保は次のとおり行う。

- ① 階段、廊下には物品を置かない。
- ② 避難経路となる部分は常に整理整頓し、避難の支障にならないにする。
- ③ 非常口は施錠しない。
- ④ 防火戸は正常に作動するよう平素から機能保持に努める。
- ⑤ 防火戸の前に物品等を放置しない。
- ⑥ その他の必要事項においては、学校防火規則に定める。

4 避難および避難誘導

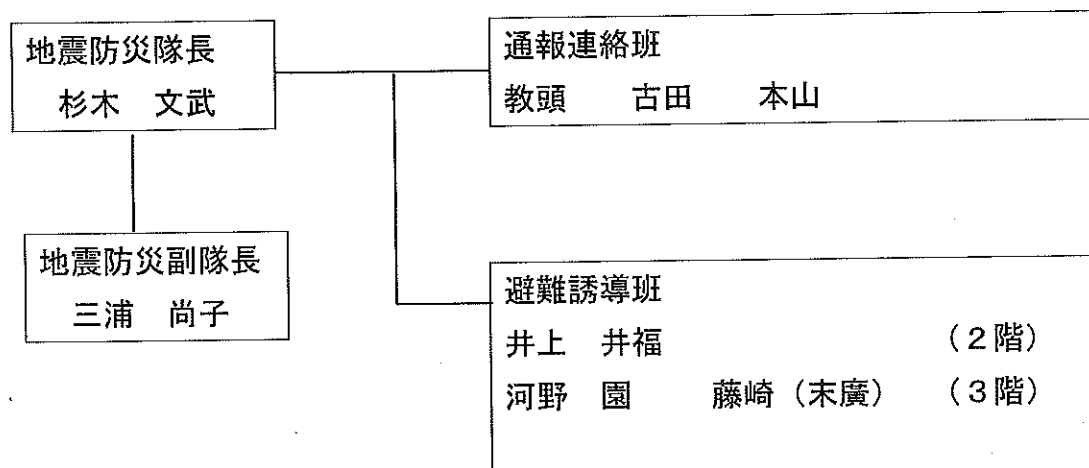
- ① 大声で皆に知らせる。
- ② 物品持ち出しに気をとられない。
- ③ 一度避難したら二度と出火建物に入らない。
- ④ 落ち着いて避難経路を考える。
- ⑤ 避難器具の使用も考える。
- ⑥ 必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。
- ⑦ いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動にならない。

(小規模用)

5 通報連絡		6 消火活動		7 消防隊誘導																																					
①非常ベルを鳴らす。 ②119に通報する。 ③校内電話が使えない場合の通報方法を考える。 ④通報の内容は「火事です。宇佐市上元重859番地の1です。近くに横山郵便局があります。大きく燃えています。(少し煙が出ています。)」等とする。		①大声で皆に知らせる。 ②叩き消し、水バケツ、砂等を使用する。 ③消火器を使用する。 ④天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 ⑤火を見てもあわてず落ち着いて行動する。		①消防車両を誘導する。 ②消防隊員を誘導する。 ③消防隊員に出火場所、危険物品の存否、避難状況、その他消火活動上必要な情報を伝える。																																					
8 避難通報消火訓練計画		・消防訓練の内容は次のとおりとする。 ①消火器訓練(消火器による模擬火災の消火をする。 ②水バケツ、水道ホースによる消火訓練(手近な水を利用する訓練を行う。) ③通報訓練【校内の電話、その他による119への通報訓練を行う。】 ④避難訓練(避難器具の使用、非常ベルの使用、各室から扉、窓を閉鎖しての避難訓練を行う。) ⑤総合消防訓練(消防隊と協力して訓練を行う。)																																							
		・訓練実施上の注意事項 ①年1回ないし2回以上実施する。 ②消防訓練は写真等で出来るだけ記録しておく。 ③ずい時又は新年度に必要な防災教育を行う。 ④訓練実施時には予め消防署へ通報する。 ⑤特に避難訓練については安全上の配慮を行う。																																							
		火災避難訓練を実施		(実施日) 12月上旬実施予定																																					
9 消防用設備等点検計画		<table border="1"> <thead> <tr> <th>消防用設備等</th> <th>設置は ○印</th> <th>誘導灯</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器</td> <td>○</td> <td>避難器具</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常ベル</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漏電火災警報器</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td colspan="3">点検委託業者名</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td colspan="3">大分防災</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>				消防用設備等	設置は ○印	誘導灯		消火器	○	避難器具		非常ベル	○			漏電火災警報器				自動火災報知設備				設備名	点検委託業者名			消火器	大分防災										
消防用設備等	設置は ○印	誘導灯																																							
消火器	○	避難器具																																							
非常ベル	○																																								
漏電火災警報器																																									
自動火災報知設備																																									
設備名	点検委託業者名																																								
消火器	大分防災																																								
10 火気管理等		①各部署ごとに火元責任者を定め、法令の定めるところにより喫煙、裸火、厨房、ボイラーなどの火気管理を行わせ、その業務の実施について必要な事項は校内防火規則に定める。 ②日常消防設備等の自主点検を行い、その内容、方法については校内防火規則に定める。 ③防火管理台帳を常に整理し、防火管理について必要な記録をする。																																							
特記事項																																									

地震防災隊組織表ならびに地震防災活動要領

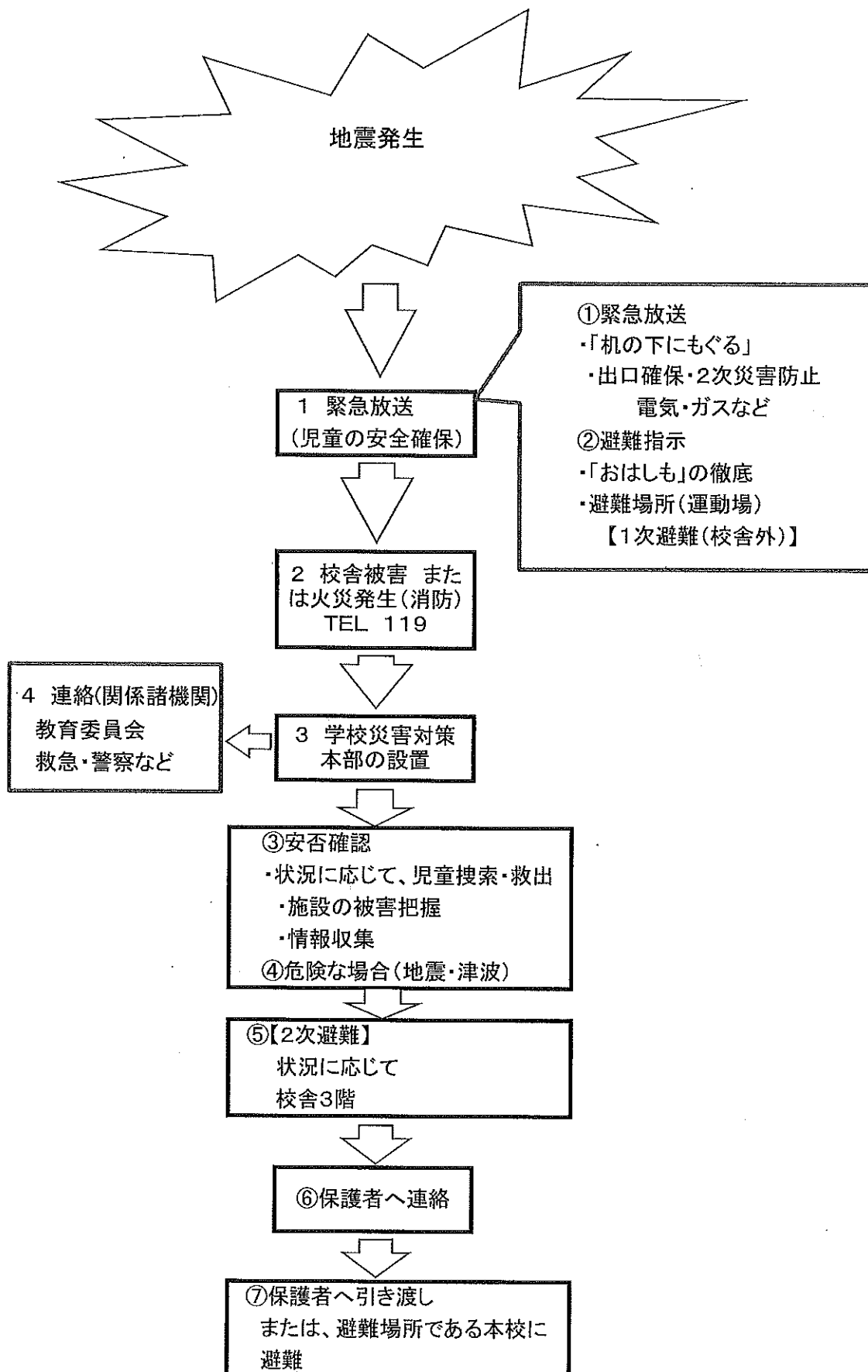
【地震防災隊組織表】



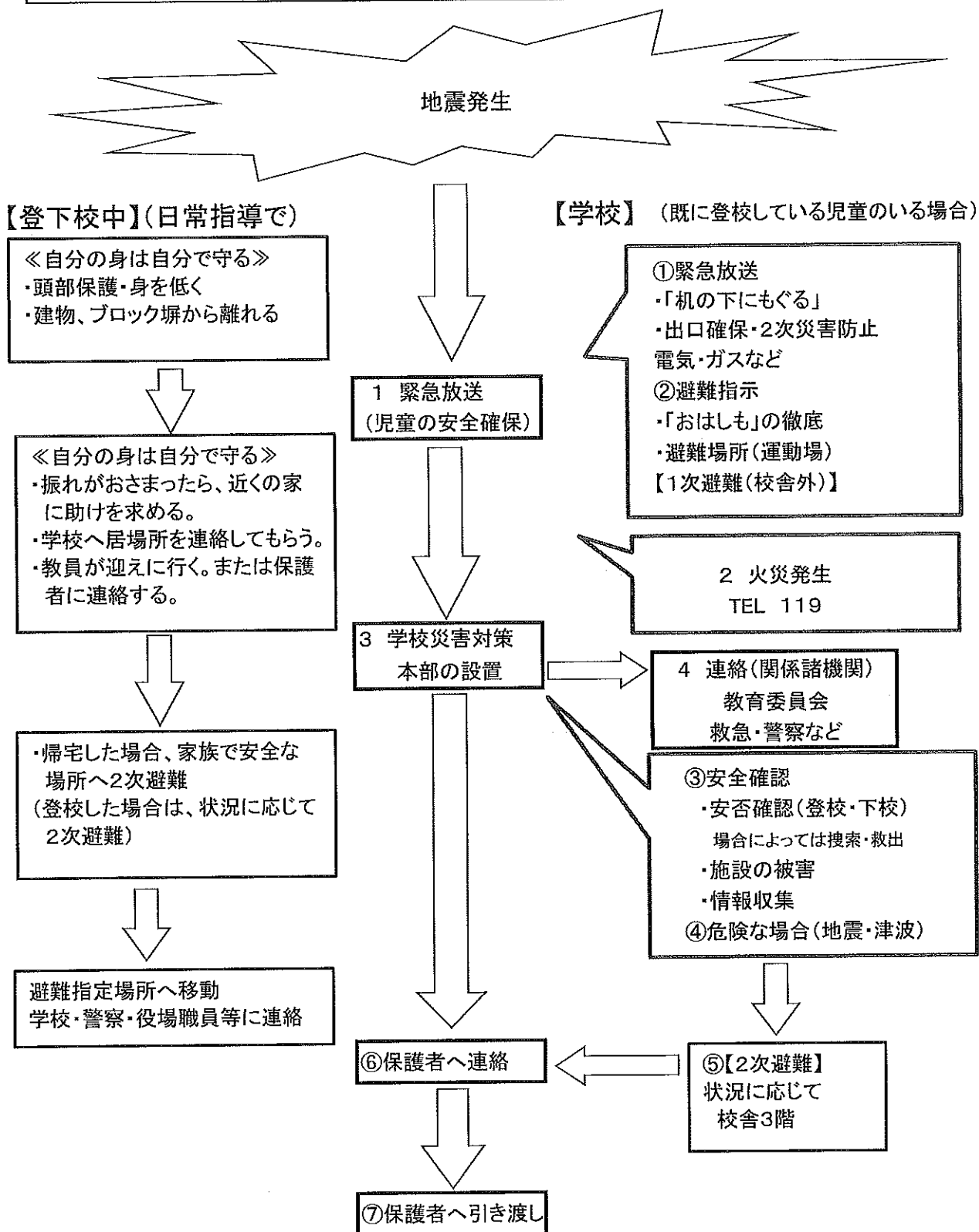
【地震防災隊活動要領】

担 当 区 分	任 務 内 容
地震防災隊長	1 地震防災隊に対する指揮、命令、監督をおこなう。 2 地震や津波の情報収集を迅速に行い、情報収集班や避難誘導班に適切な指示を与える。 3 児童の安全を最優先とした措置を講ずる。 4 職員の安全を確保する対策を講じる。
情報収集連絡班	1 消防機関・市教委等関係諸機関への通報とその確認を行う。 2 校内への非常通報ならびに指示・命令をすみやかに行う。 3 地震・津波等の情報の収集にあたる。 4 隊長との連絡・報告を行う。
避難誘導班	1 混乱防止を主眼として、児童の避難誘導にあたる。 2 避難路の安全確認とその確保を優先する。 3 避難場所（遊具そば）の安全確認を行う。 4 隊長との連絡・報告を行う。

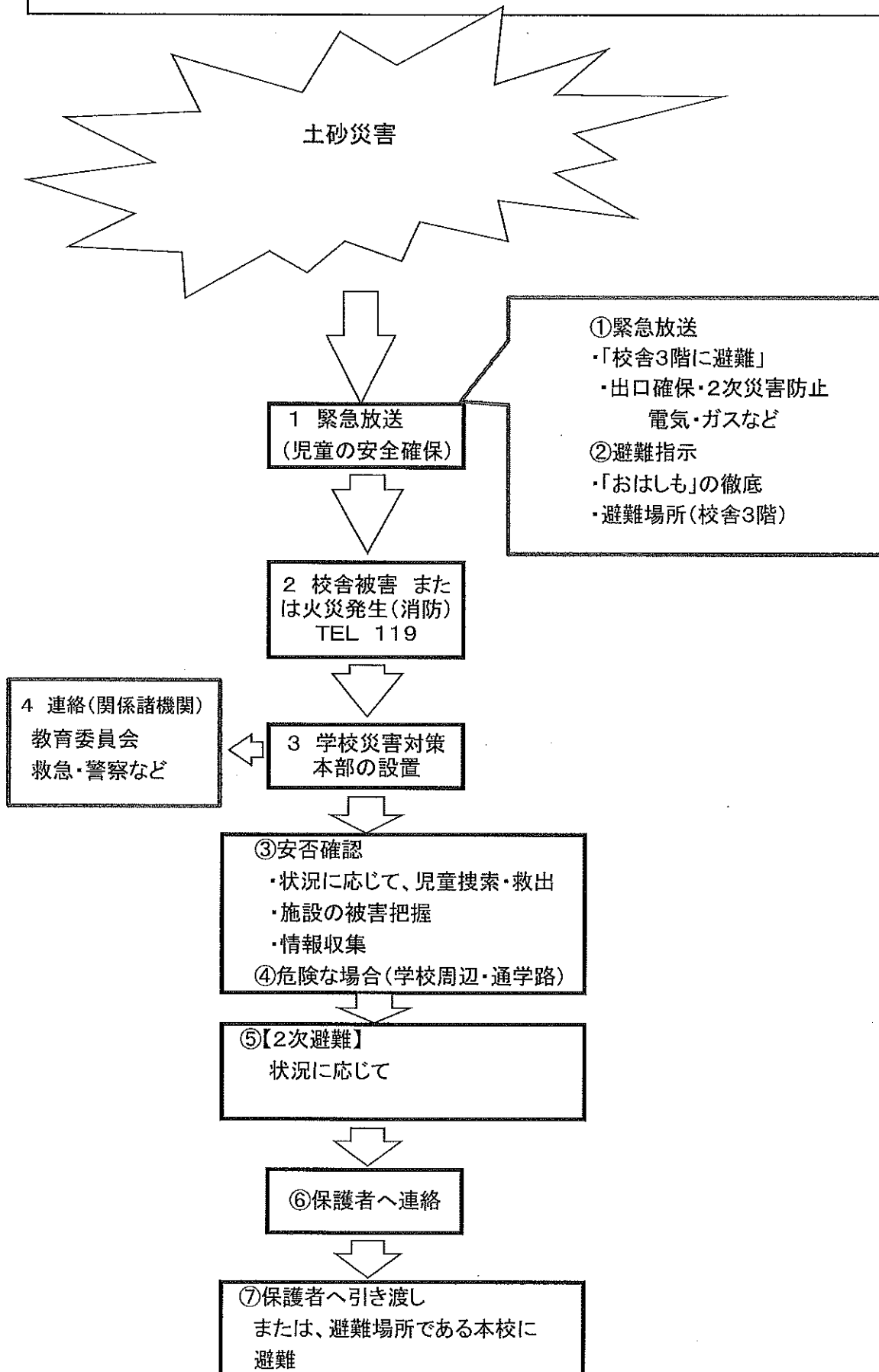
強い地震(震度5程度)が在校時に発生した場合の動き(地震・津波)



強い地震(震度5程度)が登下校時に発生した場合の動き(地震・津波)



土砂災害・風水害が在校時に発生した場合の動き



土砂災害・風水害が登下校時に発生した場合の動き

土砂災害発生

【登下校中】(日常指導で)

《自分の身は自分で守る》

- ・災害現場から離れる・近づかない。
- ・山側、法面・川等から離れる。
- ・乗車中は、乗務員の指示に

《自分の身は自分で守る》

- ・災害現場から離れる・近づかない。
- ・山側、法面・川等から離れる。

- ・帰宅した場合、家族で安全な場所へ2次避難
(登校した場合は、状況に応じて2次避難)

避難指定場所へ移動
学校・警察・役場職員等に連絡

【学校】(既に登校している児童のいる場合)

①緊急放送

- ・校舎3階に避難
- ・出口確保・1次災害防止
電気・ガスなど

②避難指示

- ・「おはしも」の徹底
- ・避難場所(校舎3階)

2 火災発生(消防)

TEL 119

3 学校災害対策本部の設置

4 連絡(関係諸機関)

- 教育委員会
- 救急・警察など

③安全確認

- ・安否確認(登校・下校)
※場合によっては捜索・救出
- ・施設の被害
- ・情報収集

④危険な場合

(学校周辺・通学路)

⑥保護者へ連絡

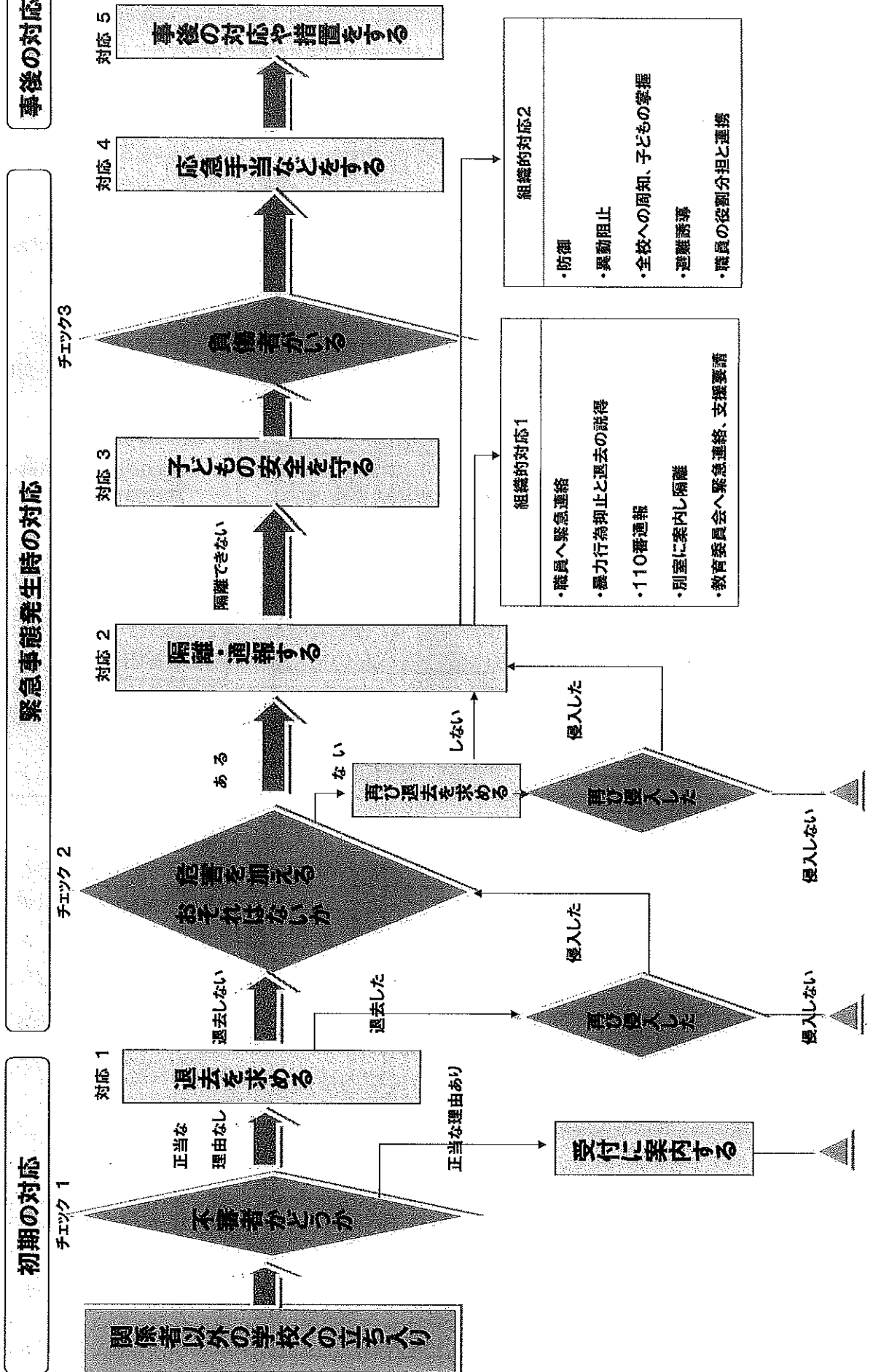
⑤【2次避難】

状況に応じて

⑦保護者へ引き渡し

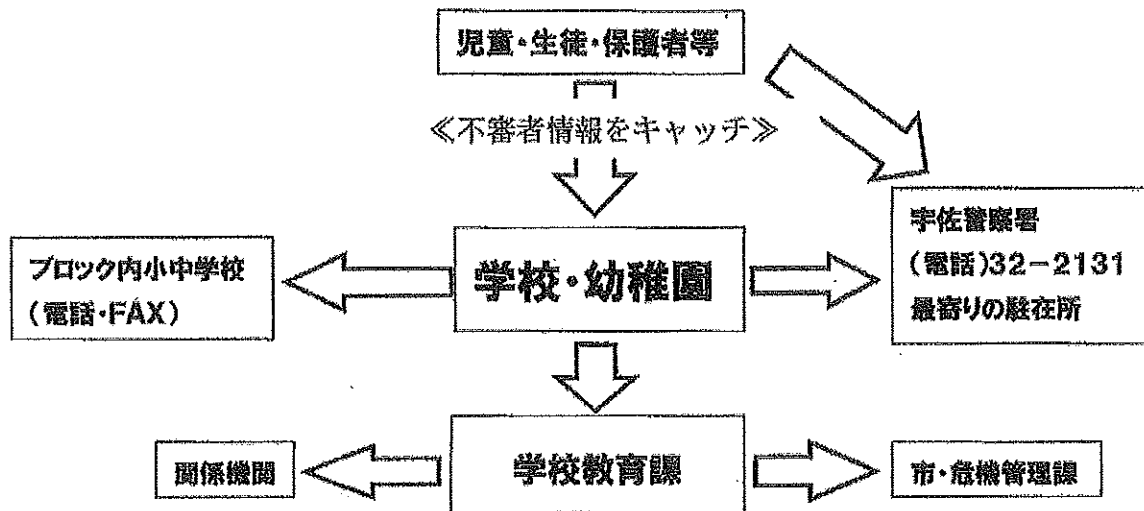
不審者への緊急対応マニュアル

宇佐市立横山小学校



不審者事案発生時の対応フロー

宇佐市教育委員会
平成30年6月



アクションA 情報の整理

アクションB 情報の提供

- 市教委学校教育課(27-8195・8196)
- ブロック内小中学校(電話・FAX) ※個人が特定されない配慮を
- 宇佐警察署・最寄りの駐在所

アクションC 当事者・保護者等へのケア

アクションD 情報の共有(職員・保護者・地域等)

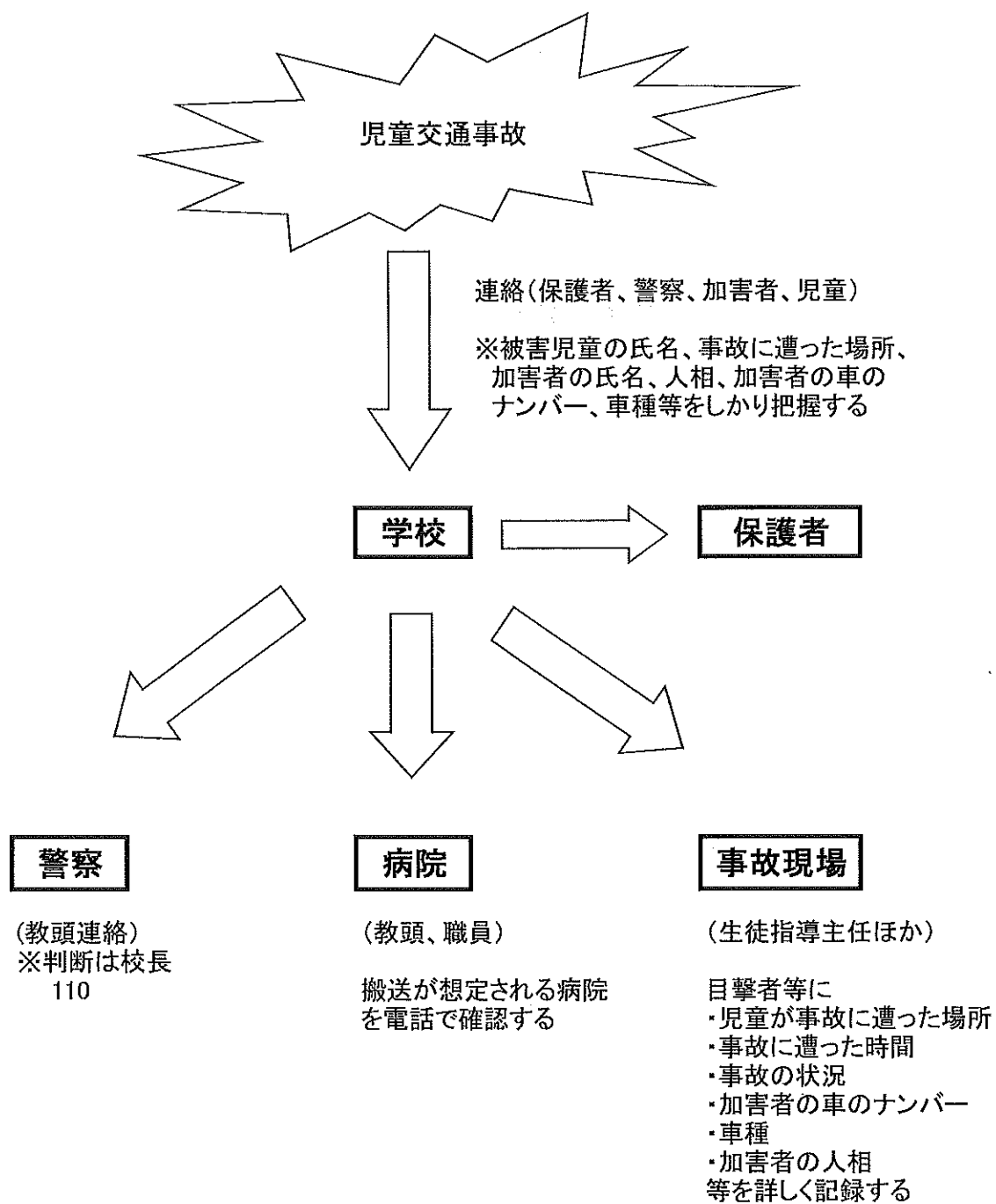
アクションE 児童・保護者への注意喚起と安全指導

※状況に応じた「迅速かつ確実」な対応を。

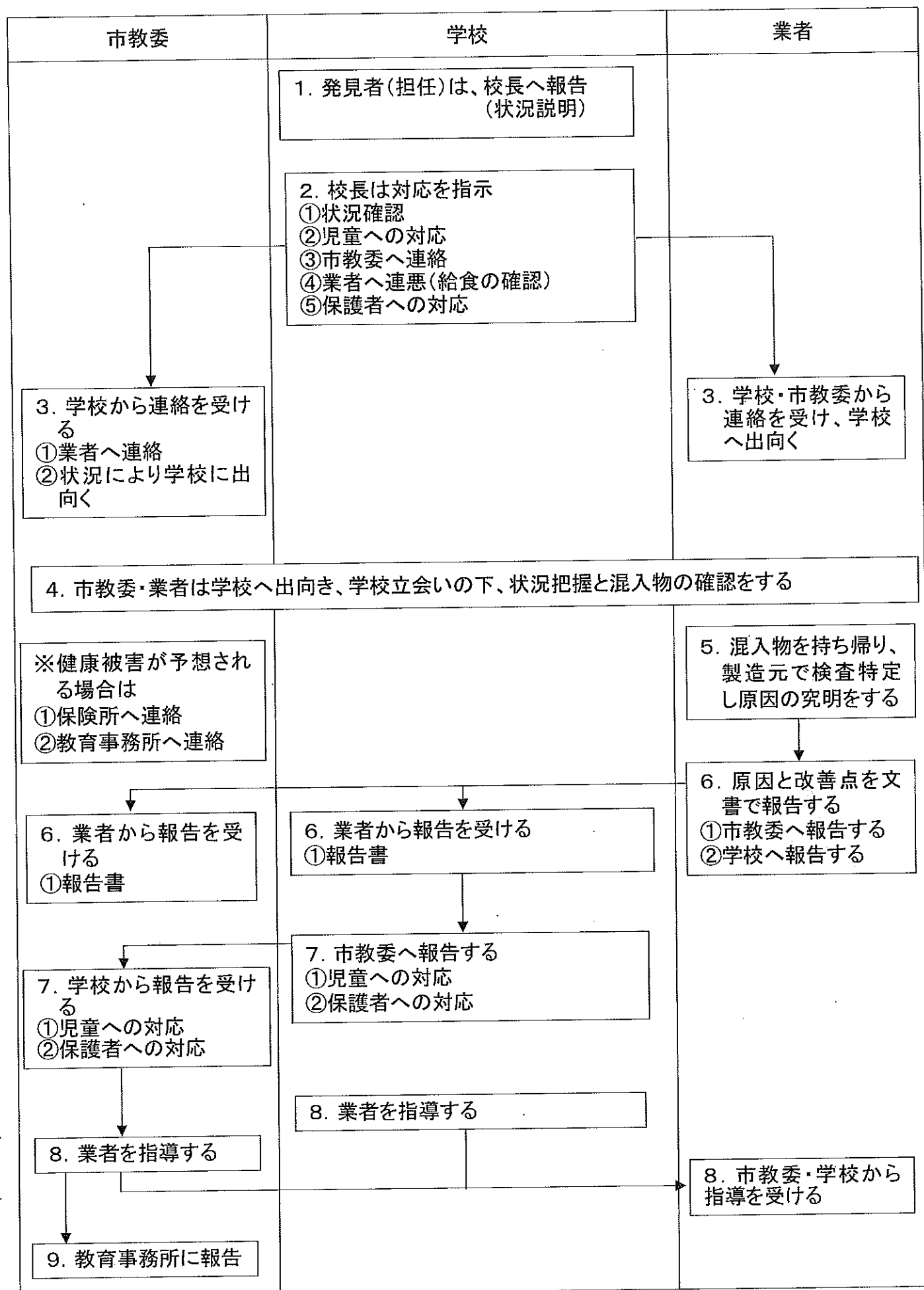
《休日の対応》

情報を受けた者 → 学校長 → 学校教育課長 → 関係機関

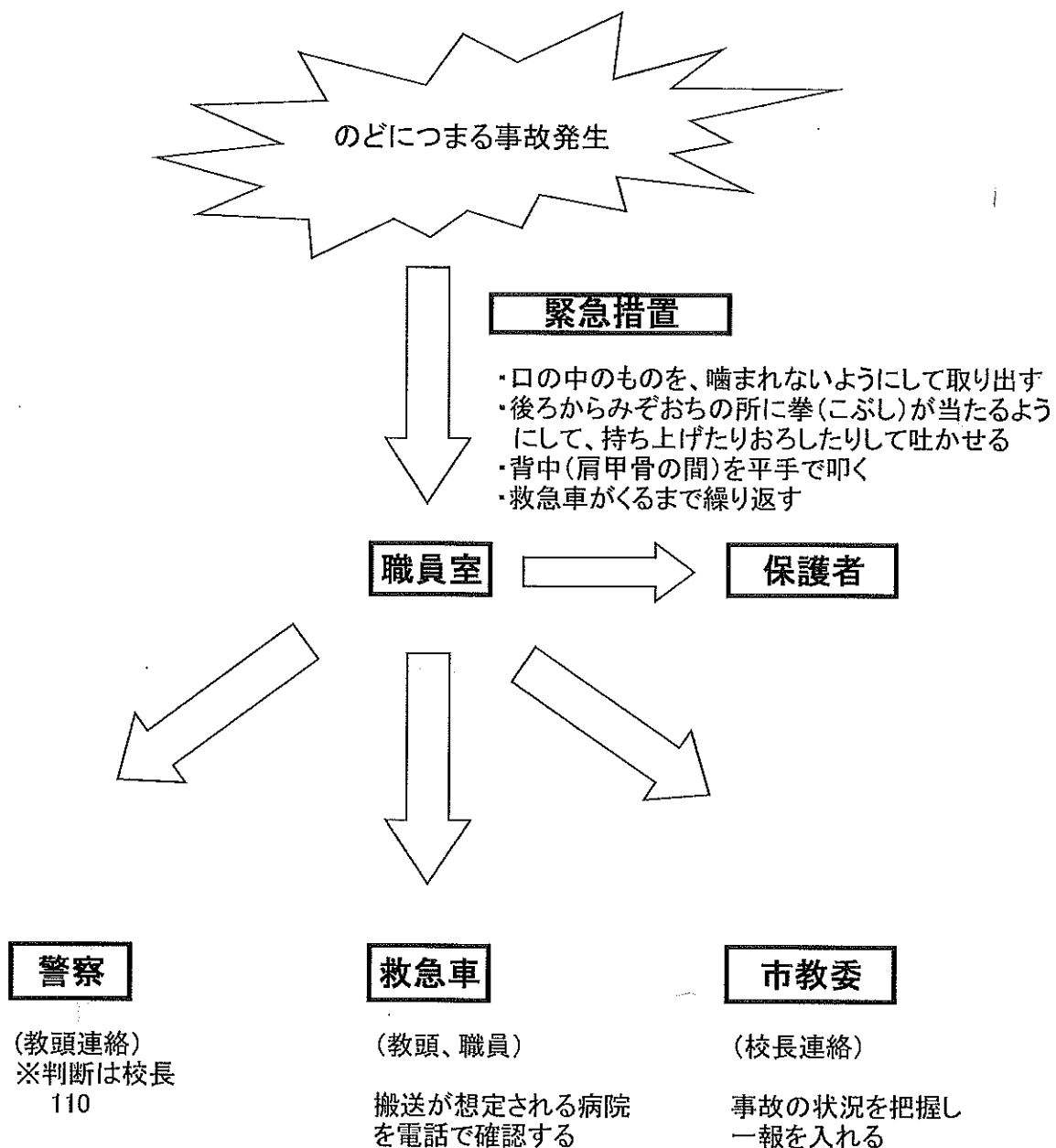
児童が登下校時・校外学習時に交通事故に遭った場合の動き



学校給食(復職)異物混入時への対応



給食のパンやもち等がのどにつまって息ができない場合の動き



熱中症への対応

未然防止対策

1 熱中症の事故防止にむけて

- (1) 安全面に十分配慮しながら、子ども個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じた指導計画を立て指導を行う。

また、授業・活動開始時並びに終了時の健康観察は十分に行う。

- (2) 熱中症防止のため、特に下記の点に留意して活動を行う。

- ① 気温・湿度・風の有無等、当日の気象状況に十分気を配ること。
- ② 長時間にわたって直射日光の下で活動することを避けること。
- ③ 屋内外にかかわらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに水分（0.2%程度の食塩水やスポーツドリンクなど）を適切に補給させること。
- ④ 子どもの疲労の状態や心身の状況などを常に把握し、異状が見られる場合は速やかに必要な措置をとること。

- (3) 熱中症が起こりやすい条件としては夏季に集中することが多いが、冬季のマラソン等、季節にかかわらず熱中症による事故が発生していることを、十分に心得ておく。

- (4) 熱中症発生の要因・予防法・症状・対処法をしっかりと理解し、子どもにも、その発達段階に応じて、発生要因や予防法等について適切に指導する。

2 事故発生に備えた学校の体制の確立

- (1) 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- (2) 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- (3) 心肺蘇生（AEDの使用法を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

発生時の対応

1 救急（応急）措置

- (1) 担当教員は、子どもの意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し、傷病者の状況を迅速に把握する。

特に、熱中症の疑いがある場合、少しでも意識障害がある場合には重症と考えて処置をする必要がある。

さらに、意識が無い場合には、倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。

- (2) 救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意しながら、体を冷やす処置を続けるとともに、場合によっては心肺蘇生（AEDの使用を含む）などの救命措置を的確に実施し、校長に連絡する。

また、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。

- (3) 応急手当をする際に傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温（熱中症が疑われる場合は体熱の放散）、環境に配慮する。

- (4) 救急車には、教職員が同乗する。病院で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後も、校長の指示があるまでは生徒に付き添い続ける。
- (5) 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- (6) 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- (7) 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。

2 状況把握

- (1) 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- (2) 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- (3) 校長の指示のもと、負傷した子どもに付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、教頭又は他の教職員を病院に派遣する。
- (4) 事故を目撃した子どもたちに対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
(※状況に応じて、現場の保存に努める。)

3 教育委員会との連携

校長は、事故の概要を速やかに教育委員会に報告し、対応について助言を受けるとともに、文書で報告する。

4 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番)	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
医療機関	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
警察(110番)	校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保護者	負傷した子どもの保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。 管理職、担任、担当教員等は負傷した子どもを見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。

5 情報の収集と一元化

- (1) 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示の下で対応する。校長が不在の場合は、あらかじめ定める校内体制に基づき対応する。
- (2) 事故にあった子どもの動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- (3) 事故の現場にいた他の子どもについて、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。
- (4) 状況に応じて、PTA役員、教育委員会との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。
- (5) 報道機関や関係機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。
なお、子どもの人権やプライバシーに配慮する。

事後の対応

1 原因の究明

- (1) 校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。
- (2) 活動内容に無理がなかったか、子どもの健康状態の把握が十分だったかなど、事故につながる要因について調査し、再発防止に取り組む。

2 支援・援助

校長と関係教員は、負傷した子どもを見舞うとともに、保護者に事故に関する経緯を説明する。また、後日、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の手続き及び給付等について説明を行う。

3 心のサポート・ケア

負傷した子ども及び周囲の子どもでショックを受けている者がいる場合は、速やかに教育委員会に連絡し、指導・援助を受けるとともに、心のサポート・ケアを行う。

4 再発防止

教職員や子どもに対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

5 報告

事後措置の状況を教育委員会に文書で報告する。

[関係法令等]

- 【1】 国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）
- 【2】 民法第709条（不法行為による損害賠償）、第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）、第715条（使用者等の責任）、第722条（損害賠償の方法及び過失相殺）
- 【3】 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）、第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第27条（学校安全計画の策定等）
- 【4】 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

～ 十 分 な 活 用 を ～

熱中症に注意しましょう!!

毎年5,000件以上発生している熱中症事故。
新型コロナウイルス感染症にも注意しながら生活するよう指導しましょう!

- ① 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避けましょう。
- ② 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせましょう。
- ③ 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業は、こまめに水分(0.1～0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等)を補給し適宜休憩を入れましょう。また、終了後の水分補給も忘れないようにしましょう。
- ④ 常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に注意しましょう。
- ⑤ 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら、速やかに必要な措置をとりましょう。
- ⑥ 児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにしましょう。

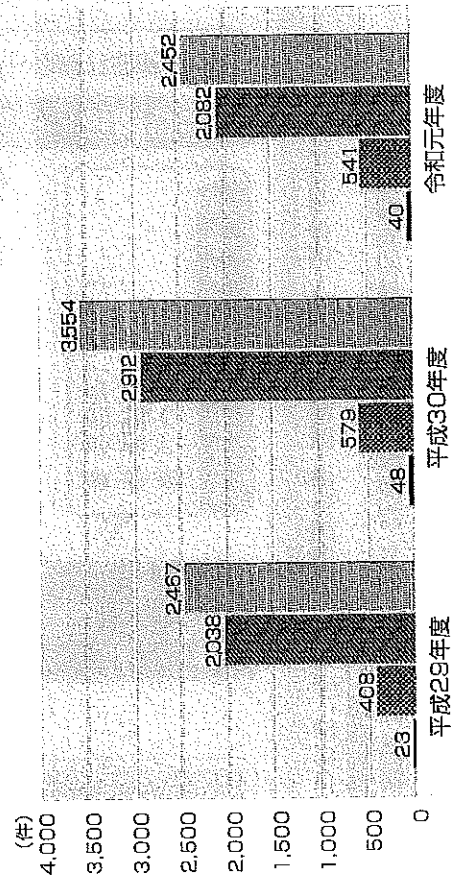
出典：平成30年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人には特に注意が必要です!



「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」

学校の管理下で発生した熱中症の医療費支給件数(学校種別)



■ 幼稚園・保育所等 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校等
災害共済給付データより作成(※令和元年度データは速報値)

体調不良を言い出せず...

休日の部活動中(硬式野球)で他校との練習試合をしていた。体調不良(軽い頭痛や倦怠感など)を感じたが、顧問教諭には訴えず、水分補給や休憩をとりながらそのまま活動を続け、下校後に症状が悪化した。

(発生日：6月/中2/男子)

(平成30年度 災害共済給付データ(医療費)より)

注意! マスク着用により、熱中症のリスクが高まります!

屋外で人と2m以上(十分な距離)離れているときはマスクをはずしましょう!

マスク着用時は、

① 激しい運動は避けましょう。

② のどが渇いていなくても

こまめに水分補給をしましょう!

③ 気温・湿度が高いときは特に注意しましょう。

参考：環境省・厚生労働省「熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に!」令和2年6月



熱中症かも?と思ったら～熱中症対応フロー～

先生・顧問向け

令和2年7月号

熱中症を疑う症状

- ★ 四肢や腰筋のけいれん(つる)と筋肉痛が起こる。
- ★ 全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などが起こる。
- ★ 頻脈、顔面蒼白となる。
- ★ 足がもつれる・ふらつく・転倒する、突然座り込む・立ち上がれない 等

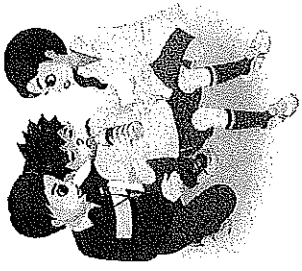
熱中症を疑う症状

意識障害の有無

質問をして応答をみる

- ここはどこ?
- 名前は?
- 今何をしています?

★ 応答が鈍い。
★ 言動がおかしい。
★ 意識がない。
★ ヘットボトルの蓋を開ける
★ ことができない 等

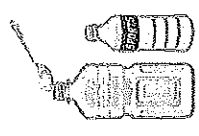


救急隊を要請

涼しい室内への避難
涼しい場所に運び、衣服をゆるめて寝かせる。

水分塩分を補給する

- 0.1～0.2%食塩水
あるいは
スポーツドリンク
- 熱けいれんの場合は
生理食塩水(0.9%)
などの濃いめの食塩水
を補給する。



水分摂取ができるか

症状改善の有無

経過観察

病院へ!
体を冷やしながら、設備や
治療スタッフが整った集中
治療のできる病院へ一刻も
早く搬送しましょう!!

身体冷却
救急車到着までの間、
積極的に体を冷やす。
効果的な冷却方法
① 氷水に全身をつける。
② ホースで水をかける。
③ めれタオルを体にあて
扇風機で冷やす。
※ 迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります!!



すぐに救急車を要請し、同時に
体を冷やす等の応急手当てを行う。

平成30年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」パンフレットより改変

医療機関が知りたいこと

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
- ・気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・何時間その環境にいたか（ ）時間
- ・活動内容（ ）
- ・どんな服装をしていたか（暑がにもしやすいか）（ ）
- ・帽子をかぶっていたか 無 有
- ・一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか（ ）

②不具合になった時の状況

- ・失神・立ちくらみ 無 有
- ・頭痛 無 有
- ・めまい（目が回る） 無 有
- ・のどの渇き（口渇感） 無 有
- ・吐き気・嘔吐 無 有
- ・倦怠感 無 有
- ・四肢や腹筋のこむら返り（痛み） 無 有
- ・体温（ ）℃〔腋下温、その他（ ）〕
- ・脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・意識の状態 目を開けている ウツウしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・発汗の程度 極めて多い（たらたら） 多い 少ない ない
- ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

③最近の状況

- ・今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・睡眠が足りているか 充分 不足
- ・風邪を引いていたか 無 有
- ・二日酔い 無 有

④その他

- ・身長・体重（ ）cm（ ）kg
- ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 有
- ・いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】
- ・病名（ ）
- ・現在服用中の薬はあるか 無 有
- ・種類（ ）
- ・酒やタバコの習慣はあるか 無 有
- ・量（ ）

【感染症の可能性がある場合】

- ・ここ数日間の発熱、呼吸器症状、新型コロナウイルス感染症に特徴的な症状の有無
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の有無
- ・近親者、同僚などの最近の新型コロナ肺炎症例の有無

野外活動における基本的な安全管理の考え方

(1) 自然体験活動における安全管理

1. 想定できるだけの危険を予知し、そのための対策を徹底的に講じること。
2. 指導者に対する安全教育を徹底して行うこと。
3. 参加者には、自分の身は、自分で守ることを徹底させること。

※活動中に危険性が高いと判断した場合は、活動の中止や変更を講じる。

(2) 天候状況と活動場所における安全管理

(千葉県君津亀山少年自然の家での活動実施判断基準)

	全ての警報発令時	雷注意報発令時	雷を除く注意報発令時
水辺の野外活動	中止勧告	中止勧告	注意勧告
陸上の野外活動	中止勧告	注意勧告	注意勧告

※原則、上記の基準に準ずるが、その都度連絡し確認すること。

波浪警報	波浪警報は、高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
波浪注意報	波浪注意報は、高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられます。
雷注意報	雷注意報は、落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけます。

水泳授業における事故への対応

未然防止対策

1 水泳における事故防止

水泳の指導にあたっては、「水泳授業における事故防止の指導の徹底について」（平成20年6月24日 市教育委員会通知）に基づき、以下の点に留意し安全に水泳授業を実施すること。

水泳授業における事故防止についての留意事項

- (1) 事前に子どもの健康観察を行い、水泳不適合者や注意を要するものを把握し、適切に対処すること。また、学級担任、養護教諭や保護者との連携による健康管理の体制を確立させること。
- (2) 水泳指導の実施にあたっては、直射日光をはじめとする気温や水温（23度以上が望ましい）などが子どもの身体に直接影響する運動であることから、気象条件を考慮し、適切に対処すること。
- (3) 準備運動は、事故を防止するうえで不可欠なものであり、子どもの身体の状態をよく観察し、気象条件を考慮しながら、適切に行うこと。
- (4) シャワーを浴びてから、教師の指示のもと、入水することを徹底させること。
- (5) 事故を未然に防ぎ、事故を早期に発見するために、バディシステムを活用し、入水前、指導の展開の途中、退水後等に絶えず、人員点呼を徹底させるとともに、敏速にして正確な点呼ができるように指導すること。
- (6) 死角を作らないよう、教師の位置の確認や複数による指導等の監視体制を確保すること。
- (7) 練習時間と休憩は、安全と学習効果に大きな影響を与えるため、年齢、能力及び学習内容等のほか、水温、気温、風力、日照などの気象条件を考慮しながら、適切に設定すること。
- (8) スタートについては、安全の確保が重要となることから、「水中からのスタート」を取り上げること。
- (9) 水質の管理については、管理が不十分なため疾病が発生することのないよう、定期的な水質検査、浄化装置の適正な運転、消毒などをきちんと行うとともに、水を汚さない指導を徹底すること。
- (10) 排水口等の吸引力は想像以上に強く、危険であることを周知徹底することが重要である。事故防止のために、排水口には堅固な金網、鉄格子等を設けて容易に取り外せない構造とする等、安全管理に万全を期すこと。
- (11) 万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡システムの確立などの救急体制を整備すること。

※「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」

（平成18年6月：独立行政法人日本スポーツ振興センター）

「学校水泳プールの安全管理について」（文体体第232号：平成11年6月25日付通知）

「水泳指導の手引（二訂版）」（平成16年3月：文部科学省）

「プールの安全標準指針」（平成19年3月：文部科学省、国土交通省）

を参考に事故防止の徹底に努める。

2 事故発生に備えた学校の体制の確立

- (1) 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- (2) 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- (3) 心肺蘇生（AEDの使用法を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

——学校における水泳中の事故——

水泳中の死亡事故の原因としては、平成13年度～17年度をみると、溺死及び溺水21件(75%)、突然死5件(17.9%)、窒息等2件(7.1%)等となっています。また、障がいが残る事故の原因は飛び込みが13件(48.1%)となっており、飛び込みについては、日頃の指導の中で、特に注意する必要があります。（「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」（平成18年6月：独立行政法人日本スポーツ振興センター）による）

平成元年3月に改訂された学習指導要領において、「逆飛び込み」から泳ぎにつなぐ水への入り方の概念として「スタート」に名称が改められました。

また、スタートの際に深く入水し過ぎて水底に頭部を打つなどして起こる事故も少なくないことから、平成20年3月に改訂された小学校学習指導要領ならびに中学校学習指導要領では、「スタート」の方法として「水中からのスタート」を取り上げるよう明記されました。

発生時の対応

1 救急（応急）措置

- (1) 事故発生に気付いたら、すばやくプールサイドに引き上げ安静にする。
- (2) 担当教員は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを迅速に把握し、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当等をする。
- (3) 担当教員は、周囲にいる者（教職員・子ども）に救急車（119番）の出動要請、校長への連絡、他の教職員（職員室と保健室）への連絡を指示する。
- (4) 担当教員は、他の子どもを、救急活動の妨げにならない場所に移動させる。
- (5) 担当教員は、養護教諭等（状況に応じて担任や学年長）に、負傷した子どもの応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。
- (6) 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- (7) 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- (8) 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
- (9) 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

2 状況把握

- (1) 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- (2) 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- (3) 校長の指示のもと、負傷した子どもに付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、教頭又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- (4) 事故を目撃した子どもたちに対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。（※状況に応じて、現場の保存に努める。）

3 教育委員会との連携

校長は、事故の概要を速やかに教育委員会に報告し、対応について助言を受けるとともに、文書で報告する。

4 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防（119番）	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
医療機関	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。

警察(110番)	校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保護者	負傷した子どもの保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。 管理職、担任、担当教員等は負傷した子どもを見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。
学校医	必要に応じて速やかに、事故が発生したことを連絡する。

5 情報の収集と一元化

- (1) 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示の下で対応する。校長が不在の場合は、あらかじめ定める校内体制に基づき対応する。
- (2) 事故にあった子どもの動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- (3) 事故の現場にいた遭遇した他の子どもについて、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。
- (4) 状況に応じて、PTA役員、教育委員会との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。
- (5) 報道機関や関係機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。
なお、子どもの人権やプライバシーに配慮する。

事後の対応

1 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

2 支援・援助

校長と関係教員は、負傷した子どもを見舞うとともに、保護者に事故に関する経緯を説明する。
また、後日、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の手続きについて説明を行う。

3 心のサポート・ケア

負傷した子ども及び周囲の子どもでショックを受けている者がいる場合は、教育委員会に連絡し、指導・援助を受けるとともに、心のサポート・ケアを行う。

4 再発防止

事故の原因をもとに、事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

5 報告

事後措置の状況を教育委員会に文書で報告する。

[関係法令等]

- 【1】 国家賠償法第1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条(賠償責任者)
- 【2】 学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等)
- 【3】 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

爆破予告への対応

未然防止対策

- 1 日中においては、不審者の出入りの監視を強化するとともに、不審物の有無の確認など日常点検を徹底する。
- 2 教室や部室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実に行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。
- 3 警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実に行う。
- 4 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

発生時の対応（予告の場合）

1 初期対応

(1) 避難

- ① 爆発の時間、爆発物の数、場所等が不明であるので、まず子ども及び教職員の安全の確保を最優先させるため、電話の内容を校長に報告し、速やかに校内放送等により避難指示をする。
- ② 避難の指示を受けた教職員（担当教員）は、子どもに対し、落ち着いて避難するよう指示し校地外の安全な場所に避難する。なお、避難に当たっては、不審物に触らないよう徹底する。
- ③ 校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

(2) 教育委員会との連携

校長は、事故の概要を速やかに教育委員会に報告し、対応について助言を受けるとともに、文書で報告する。

(3) 通報、報告

校長は、警察（110番）に通報し、併せて必要な指示を受ける。

2 避難後の対応

(1) 避難確認及び安全対策

- ① 教職員は、避難場所に移動後、人員確認をする。（子どもの名簿等必要なものを携行する。）
- ② 警察等が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう対応する。（職員を配置するなど）

(2) 警察、消防等関係機関との連携（施設設備の状況により、電力会社、ガス会社等の対応もある）

- ① 警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- ② 不審者や不審物の情報がある場合は、関係機関（警察等）に伝達する。
- ③ 爆発物の捜索等には校内の配置図が必要となるので、避難の際は施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。

(3) 情報の収集と一元化

- ① 不審者や不審物の情報について取りまとめ、校長に報告する。
- ② 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ③ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ④ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。

(4) 保護者への連絡

- ① 子どもの避難完了後、速やかに保護者に対して子どもの安全確保等について連絡する。
- ② 学校の安全が確認されるまでは、子どもは学校の管理下において避難場所で安全を確保することとなるが、状況に応じて、保護者への引渡しについて連絡する。

(5) 教育委員会への報告

校長は、事件が終息するまで、状況に応じて、適宜、教育委員会に報告する。

発生時の対応（爆発が発生した場合）

爆発が発生した場合は、前記の予告の対応に加えて次の対応をする。

1 状況把握

- （１）救護活動や避難の円滑な実施のため、校舎内の状況等について、分担して迅速に情報収集する。
- （２）子ども及び教職員の負傷の有無、負傷の程度の確認をする。
- （３）施設の被害状況を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。

2 救急（応急）措置

- （１）養護教諭等による必要な応急措置を講じ、消防署（１１９番）へ通報し救急車の出動を要請する。
- （２）校長の指示を受けた教職員は、救急車が到着した場合、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- （３）医療機関への搬送に当たっては、保護者等に連絡をとり、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。ただし、緊急を要する場合は事後に連絡する。
- （４）負傷した子ども及び教職員の救急車による搬送の際は、隊員の指示に従って教職員が付き添い、事故の状況説明をする。
- （５）負傷した子どもの保護者及び教職員の家族に、負傷の程度、搬送された医療機関及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。

3 情報の収集と一元化

- （１）不審者や不審物の情報について取りまとめ、校長に報告する。
- （２）事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- （３）状況に応じて、ＰＴＡ役員、教育委員会との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。
- （４）報道機関や関係機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- （５）情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、教育委員会、警察等と十分協議のうえ対応する。

事後の対応

1 原因の究明

関係機関（警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

2 心のサポート・ケア

負傷した子ども及び周囲の子どもでショックを受けている場合は、速やかに教育委員会に連絡し、指導・援助を受けるとともに、心のサポート・ケアを行う。

3 復旧及び措置要請

- （１）施設等の安全が確認されるまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。
- （２）授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、教育委員会に措置を要請する。

4 再発防止

不審者の進入経路等、警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。

5 報告

電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で教育委員会に報告する。（学校事故報告、財産事故報告等）

[関係法令等]

- 【１】 刑法第117条（激発物破裂）、第130条（住居侵入等）、第233条（信用毀損及び業務妨害）、第234条（威力業務妨害）
- 【２】 民法第709条（不法行為による損害賠償）

毒物・劇物等の盗難への対応

未然防止対策

- 1 薬品を分類して所定の場所（薬品保管庫）に保管する。保管場所には、「医薬用外毒物」または、「医薬用外劇物」の文字を表示する。
- 2 薬品を使用した教員は、必ず薬品使用簿に記入するよう、平素から徹底する。
- 3 理科室の管理責任者は、薬品使用簿等により薬品の使用状況を把握するとともに、在庫量の定期的な点検を行い、使用量を把握する。
- 4 担当教員が理科室を離れる場合は、薬品保管庫、準備室等の施錠を徹底する。施錠に際しては、鍵を安易に教職員以外に使用させない。
- 5 必要に応じて、学校薬剤師の指導と助言を受け、薬品の安全な管理に努める。
- 6 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

発生時の対応

- 1 状況把握
 - (1) 理科室の管理責任者は、薬品の数量や有無を薬品使用簿等により確認し、紛失・盗難の状況を校長に報告し、速やかに全教職員に連絡する。
 - (2) 校長は、現場を保存し、直ちに警察（１１０番）に連絡する。
- 2 救急（応急）措置
 - (1) 全教職員で校舎内外の点検を実施し、薬品の早期発見に努める。
 - (2) 子どもへ薬品の危険性について説明し、紛失・盗難に関する情報を集める。また、念のため、子どもの体調異常の有無を把握し、異常がある場合は、養護教諭等による手当てを受けさせ、状況によっては救急車（１１９番）を要請する。
- 3 教育委員会との連携

校長は、事故の概要を速やかに教育委員会に報告し、対応について助言を受けるとともに、文書で報告する。
- 4 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

警察（１１０番）	直ちに警察へ連絡する。
保健所	必要に応じ、保健所へ連絡する。
保護者	事件の発生、事件への対応の経過などを伝える。

5 情報の収集と一元化

- (1) 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示の下で対応する。校長が不在の場合は、あらかじめ定める校内体制に基づき対応する。
- (2) 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- (3) 状況に応じて、PTA役員、教育委員会との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。
- (4) 報道機関や関係機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。
なお、子どもの人権やプライバシーに配慮する。

事後の対応

1 原因の究明

事件の経緯の記録をもとに事件発生の原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

2 支援・援助

教職員に対して、毒物及び劇物に関する研修を行い、薬物に関する安全意識を高める。

3 再発防止

- (1) 子どもに薬品の危険性や適切な取り扱いについて十分指導する。
- (2) 教職員に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

4 報告

事後措置の状況を教育委員会に報告する。

[関係法令等]

- 【1】 毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）、第12条（毒物又は劇物の表示）、第16条の2（事故の際の措置）
- 【2】 学校における毒物及び劇物の適正な管理について（文初高第501号平成12年1月11日）

学校で指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物

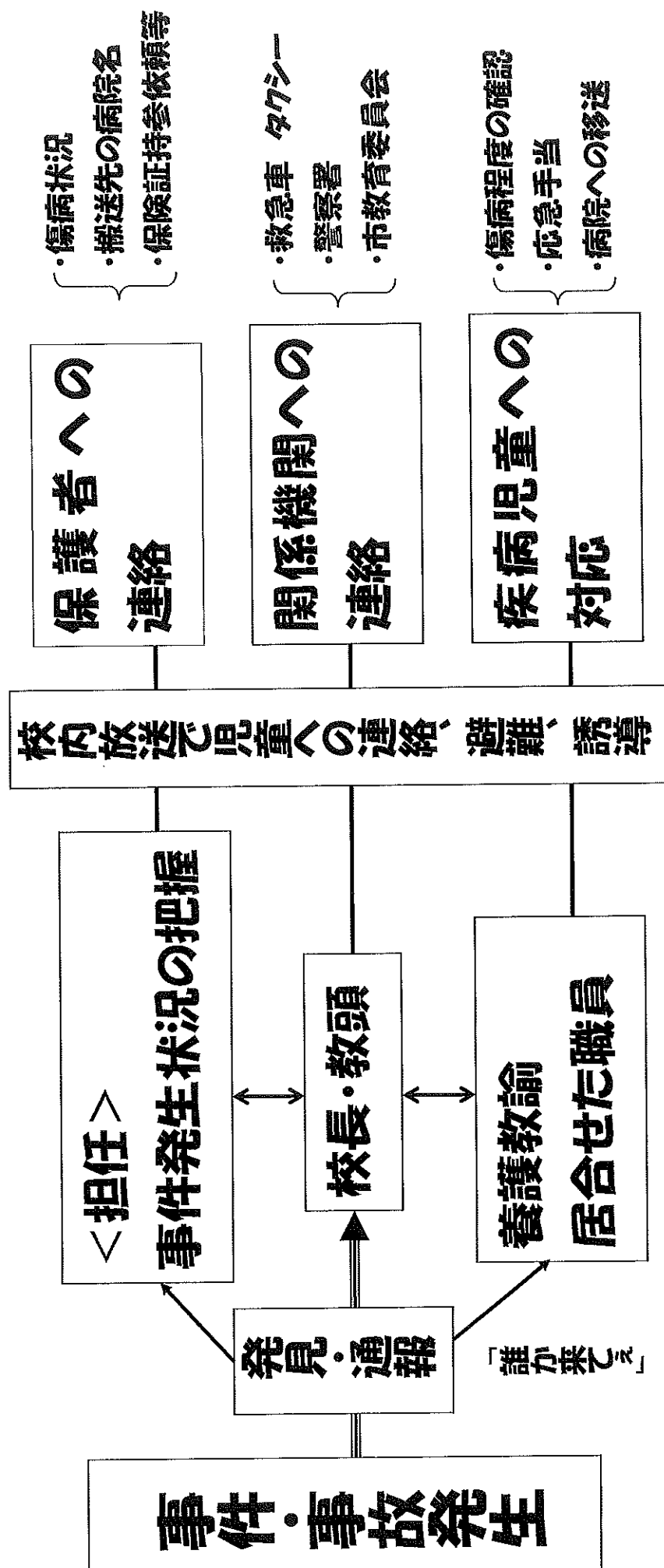
【理 科】

毒物に指定されているもの…黄燐、水銀

劇物に指定されているもの…塩酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、過酸化水素水、
メタノール、硫酸銅ほか

令和7年度 緊急時対応マニュアル

宇佐市立横山小学校



事後の危機管理

1 安否確認

(1) 安否確認の判断基準

	安否確認実施基準(目安)
在校中・ 校外学習中	* 事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動(一次避難)以上の避難行動を取った場合
登下校中	* 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 津波警報、大津波警報が発令された場合 * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3(高齢者等避難)以上が発表された場合 * 宇佐市内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 * 通学路上で、内水・河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 * 学区内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・ 休暇中等 (学校管理外)	* 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害(避難所が開設されるレベル)が発生した場合 * その他、学区内に多数の被害が同時発生(犯罪・テロ等)した場合など

(2) 安否確認の役割分担・方法

		役割分担	方法
在 校 中	授業中	各授業の担当教職員	名簿を用いる
	休憩時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外学習中		引率教職員	名簿を用いる
登下校中		学級担任	保護者連絡先（電話、メール）への連絡
		学級担任外	地域を分担し通学路をたどる（沿道の店・民家、子ども 110 番の家なども確認）
夜間・休日・休暇中等 （学校管理外）		学級担任（兄弟姉妹が在籍する場合は、最年長児童の学級担任）	保護者連絡先（電話、メール）への 連絡

なお、災害等の影響により、保護者連絡先への電話・メールによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否確認の連絡を取る。

※電話・メールが利用不能場合の代替手段

* 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)

* SNS (LINE、Facebook、Twitter など)

* 家庭訪問(不在だった場合にはメモを残す)

* 避難所への巡回

* 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ

・ 本校ウェブサイトへの掲載

・ 学校入口(校門)への掲示

・ 避難所への掲示

・ PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼

・ 宇佐市からの広報(宇佐市教育委員会を通じて要請)

また、安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応を取ることで、二次災害の防止に努める。

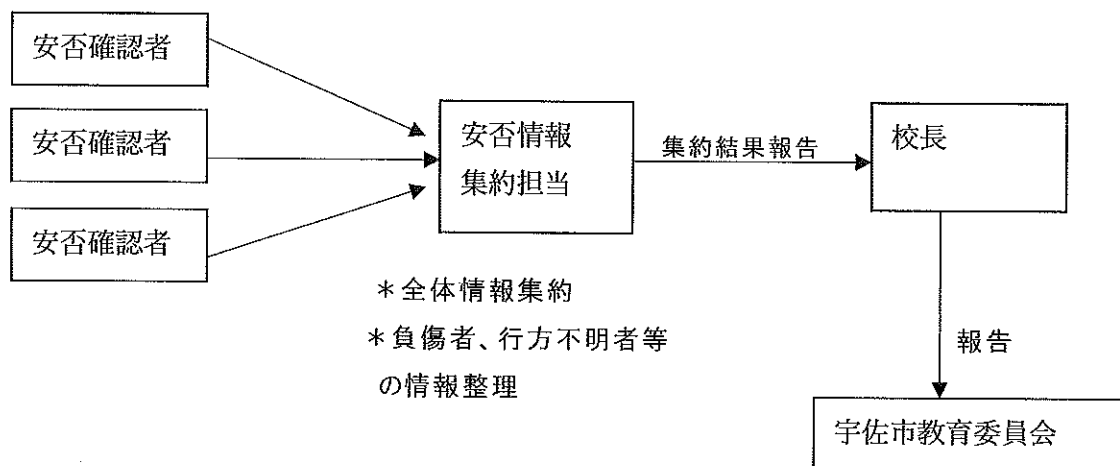
○校区内の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。

○原則として二人1組で行動し、単独行動は避ける。

○携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないようにする。

(3) 安否確認時に収集する情報とその集約方法

	安否確認の内容
在校中・校外学習中	* 負傷の有無
登下校中	* 負傷の有無 * 自宅、家族の被災状況
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	「災害用生徒安否確認様式」に記載の事項



(4) 災害用児童生徒等安否確認様式

年 組 記入担当

No	氏名	確認 日時	確認方法	本人の安否 (けがの有無等)	家族の安否・ 自宅の被害	避難先、 連絡方法	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							

※得られた情報は、安否情報集約担当に報告する。

2 児童の保護者への引き渡し

(1) 引き渡し基準

災害	規模	対応
地震 (学校を含む地域の震度が基準)	震度4以上	○原則、下校させる (ただし、交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になる場合が予測される場合、事前に保護者からの届けがある児童については、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ)
その他 (二次災害)	建物倒壊、土砂災害等による通学路の危険	○引き渡し、下校が困難な場合は、校長判断により児童を学校に待機させる。

3 児童の保護者への引き渡し方法

(1) 引き渡し場所

災害の規模や被害によって判断する。

原則として、警報が解除され、安全確認ができた後、一斉下校。

(2) 引き渡し方法

ア 保護者との連絡

・児童の安全確認後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。

イ 引き渡し

・原則として、直接保護者に引き渡す。
・引き渡しができない場合は、児童を安全な場所で留め置く。

ウ 留意事項

・保護者と連絡が取れない場合に預かってもらえる方を指定してもらう。(引き渡しカードの活用)
・保護者に急がせることのないよう(安全に留意し)、児童を安全な場所で留め置いていることを保護者に知らせる。
・学校で留め置いている児童に不安を与えないように配慮する。

(3) 引き取り者がいない場合

○ 児童が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。
○ 必ず教職員が一人はその場に付き、児童に安心感を与える。

4 被災児童等の保護者への対応

(1) 事故・災害等発生時の連絡

○第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。

○第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

(2) 担当窓口

事故・災害等の状況	窓口担当者
*死亡事故 *治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病 *その他、複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等	教頭
その他の事故・災害等	学年長

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災児童等の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名する。

また、多数の児童等が被災した場合、教職員も被災した場合など、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに宇佐市教育委員会に支援を要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

なお、被害児童の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

(3) 対応上の留意点

○被災児童等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。

○事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。

○被災児童等の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。

○事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。

応急対応 終了後	*応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 *基本調査の実施予定について伝える。
基本調査 段階	*基本調査の経過及び結果について、説明する。 *基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。 *今後の調査(詳細調査への移行等)について説明し、保護者の意向を確認する。
詳細調査 段階	*詳細調査の実施主体(宇佐市教育委員会)が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に、必要に応じて協力する。

○在校児童への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に

至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。

○被災児童等が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。

- ・被災児童等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
- ・被災児童等の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の児童等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
- ・被災児童等の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。

○被災児童等の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

5 児童等、保護者への説明

事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【児童・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- * 死亡事故
- * 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病
- * 複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- * その他、報道・インターネット等を通じて、児童・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

(1) 児童への説明

児童に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容(例)】

- 事故・災害等の概要(判明した事実の概要)
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容(例)】

- 事故・災害等の概要(発生日時、場所、被害者、被害程度等)
- 被害者への対応(その後の経過、保護者との連携状況等)
- 今後の対応(心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等)
- 保護者への協力依頼事項(家庭での配慮、地域情報の提供 等)

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

6 教育活動の継続

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

下記の基準に当てはまる場合、宇佐市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- * 震度5強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- * 事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- * その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- * 一斉配信メール * 本校ウェブサイトへの掲載 * 学校入口（校門）への掲示
- * 避難所への掲示 * PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
- * 宇佐市からの広報（宇佐市教育委員会を通じて要請）

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況把握

児童・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 * 児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 * 教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 * 学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 * 危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 * 学校給食施設・備品の点検と必要な措置 * ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） * 危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 * 宇佐市教育委員会に対し、以下を要請 ・ 専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 * 学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 * スクールバスの運行可能性（宇佐市教育委員会を通じ、委託 事業者を確認）

(3) 応急教育に係る計画の作成

上記(2)の調査結果を基に、宇佐市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設(隣接校、その他の公共施設等)の借用、仮教室(仮設校舎)の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

○授業形態の工夫(始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など)

○臨時学級編成

○臨時時間割の作成

○教職員の再配置・確保

○学校行事(卒業式等)の実施方法の工夫(校庭や学校外施設の利用など)

○給食への対応(調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など)

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- * 立入禁止区域(危険箇所のほか、学校教育に用いる区域)の確認
- * 動線設定(児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分)
- * 生活ルール(活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他)

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、宇佐市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- * 学校施設の応急復旧状況
- * 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- * ライフライン(上下水道・トイレ、電力、通信回線等)復旧状況
- * 通学路の安全確保状況
- * 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- * 登校可能な児童数、勤務可能な教職員数
- * 避難所としての本校の利用状況 など

※授業再開時期を決定した後は、上記(1)に示した多様な手段を用いて、保護者・児童への連絡を行う。

(4) 被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

児童の学習に支障が生じないよう、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

- 児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに宇佐市教育委員会へ報告する。

(災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため)

- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。

- 教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、宇佐市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

- 避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。

- 転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

7 避難所支援体制

(1) 避難所運営支援の流れ

① 避難所の開設 ② 避難所開設の報告 ③ 避難所運営支援の流れ	
流れ	留意事項
地震・洪水等の発生 ↓ 児童の安全確保	
施設設備の被災状況の点検 避難者受け入れ準備	○施設設備の安全点検（使用可能・不可の判断） ○教育委員会への報告と災害対策本部との連絡 ○開放区域の明示 他
地域住民等の施設への避難 ↓ 避難所の開設	○駐車場を含む誘導 ○受付名簿作成 ○水や食料等の確保 ○備蓄品の管理と仕分け、配付等 ○衛生管理整備 他
避難所の管理・運営 ↓ 自治組織の立ち上げ・確立	○自治組織への協力 ○ボランティアとの調整 ○要援護者への協力 他
避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所機能の解消と学校機能の正常化	○学校機能再開のための準備
日常生活の回復	○心のケア（学校医・SC等）

(2) 避難所運営支援をする場合の役割分担

班名	担当者名	役 割 (仕事内容)
総括班	<班長> 教務主任	各班の取りまとめ、避難所記録、地域との連携連絡 避難所内外の情報収集と発信
安全点検・巡視班	<班長> 生活指導担当	施設設備の点検、立入禁止区域の設定、避難者誘導 交通整理、防火防犯警備
避難者管理班	<班長> 教頭	避難者受付（避難者名簿管理等）、問い合わせ対応 郵便物・宅配物の取り次ぎ
食料物資班	<班長> 学年長①	食料、物資の調達、受け入れ、管理、配給
保健・衛生班	<班長> 保健士(養護教諭)	医療介護、衛生管理、ゴミ、風呂、トイレ、掃除
ボランティア班	<班長> 学年長②	ボランティアの受け入れ、管理

8 児童等の心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、その心身の健康状態を把握する。

○学級担任:「※1 危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。

○保護者等からの情報収集:学級担任から保護者に「※2 身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。

○養護教諭:学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。

○その他の教職員:当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

※1 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（サンプル編P91）文科省

※2 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（サンプル編P92）文科省

(2) トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な 反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●フラッシュバック	●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●感情の麻ひ ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●衝動的（暴力・自傷）	●イライラ ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●かゆみなどの皮膚症状 等	●頭痛・腹痛などの身体の痛み
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●様々な対人トラブル 等	●罪悪感 ●自尊感情の低下
学習	●成績低下	●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

■穏やかに子供のそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

→【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」（平成 26 年 3 月）

(3) 心のケア体制の構築

「心のケア委員会」を 立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

〔心のケア委員会〕

構成員	*校長 *教頭 *教務主任 *生徒指導主任 *保健主事 *養護教諭 *当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 *スクールカウンセラー *スクールソーシャルワーカー *学校医
協議・ 検討事項	*当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 *対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） *ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） *保護者等からの相談窓口設置の要否 *教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等）*専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 *教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

(4) 関係機関との連携

当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等(関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関)との連携を図るものとする。なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

9 教職員の心のケア

(1) 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

○被災した教職員に、現実的な配慮を行う。

○学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。

○報道対応の窓口を一本化する。

○不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。

○事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。

○教職員の心の健康に関する研修会を実施する。

○状況により、心の健康に関するチェックを行う。

○休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。また、一日の活動の終わりに教職員間(必要に応じてスクールカウンセラー等を交える)で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(2) 教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

○個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。

○ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。

○リラクゼーションや気分転換を取り入れる。さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

10 緊急連絡先

宇佐地域消防組合 消防本部 0978-32-0119	宇佐警察署 0978-32-2131
小野内科病院 0978-32-2180	川島整形外科病院 0979-24-0464
中津市民病院 0979-22-2480	中津脳神経外科病院 0979-32-2555
宇佐市教育委員会 0978-27-8196	清瀬タクシー 0978-32-0333
太陽タクシー 0978-32-0101	